

東日本大震災等における 令和4年度 東京都支援活動報告書

12年目の記録



令和5年3月



東京都

はじめに

東日本大震災から 12 年が経過しました。

都は、発災後直ちに、警察・消防職員、医療救護班や保健師、応急給水のチームをはじめ、人命の救出救助、医療、施設の応急復旧、避難所運営など、あらゆる業務を担う多くの職員を派遣しました。本格的な復旧・復興に移行した後も、被災地のニーズを踏まえつつ、専門知識や行政経験を有し、高い志を持った職員を継続して派遣してきました。

派遣職員も含めた被災地の努力が実を結び、住まいの再建や公共インフラの整備が概ね完了するなど、復興は大きく進展しました。様々な困難を乗り越え、復興に向けて力強く歩む被災地の姿は、復興オリンピック・パラリンピックと位置付けた東京 2020 大会における様々な取組などを通じて、支援への感謝とともに世界中に発信されました。

一方、未だに避難生活を余儀なくされている避難者へのケアや、本格的に始まった原子力災害からの復興など、被災地が解決すべき課題は依然として残されています。また、近年、地震や風水害などの大規模災害が頻発する中、東日本大震災以外の災害も含め、復興を担う職員の派遣は被災地の強いニーズとなっています。

こうした中、都は、令和 4 年度には、岩手県、宮城県、福島県、石巻市（東日本大震災及び令和元年東日本台風）及び熊本県（平成 28 年熊本地震及び令和 2 年 7 月豪雨）に、23 名の職員を派遣しました。

本書は、この 1 年間被災地で様々な復興事業に従事した派遣職員からの報告を取りまとめたものです。派遣職員は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響がある中、派遣先自治体の職員等と協力し、それぞれの業務に全力で取り組んでいます。報告事項は、業務の内容や成果に加え、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫、業務を通じて得られた知識や教訓等多岐にわたり、示唆に富むものとなっています。

本書を通じ、大規模災害や都の被災地支援の取組について理解を深め、日頃から災害について考え、備えるきっかけとして御活用いただければ幸いです。

令和 5 年 3 月

総務局復興支援対策部

本報告書は、原則として、派遣職員が被災地支援の業務を通じて直に体験し、考えたことをそのまま掲載しています。

INDEX 目次

第1部 職員派遣（東日本大震災）

技術系職員

道路・河川等	福島県	相双建設事務所 復旧・復興部河川・海岸課 復旧・復興部道路・橋梁課	井 上 寛 人 齋 藤 修	P.2
水道事業	岩手県	環境生活部 県民くらしの安全課	昆 野 和 富	P.7
下水道事業	石巻市	建設部下水道建設課	中 山 健 小 形 浩 二 郎	P.11

事務系職員

復興計画等	福島県	企画調整部避難地域復興局 避難地域復興課	諏 訪 剛 史 伊 藤 甫	P.16
産業再生等	岩手県	商工労働観光部経営支援課 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室	濱 野 泰 隆 植 竹 清 美 岡 里 美	P.21 P.26
	宮城県	経済商工観光部 企業復興支援室	上 寺 洋 平 佐々木 陽太	P.30
	福島県	商工労働部経営金融課 商工労働部雇用労政課 農林水産部農産物流通課	井戸川 貴章 松 本 健 太 郎 大 木 浩 介 蜂 谷 り り	P.35 P.39 P.43

避難者支援	福島県	企画調整部避難地域復興局 生活拠点課	高橋 和也	P.48
		企画調整部避難地域復興局 避難者支援課	具志堅 理	P.52
医療人材確保 支援等	福島県	保健福祉部医療人材対策室	今泉 日向子	P.56
遺児孤児支援等	福島県	保健福祉部こども未来局 こども・青少年政策課	鬼束 洸太	P.60

第2部 職員派遣（平成28年熊本地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨）

平成28年熊本地震

区画整理	熊本県	県央広域本部土木部 益城復興事務所	須藤 和哉	P.66
------	-----	----------------------	-------	------

令和元年東日本台風

用地取得	岩手県	沿岸広域振興局土木部用地課	金井 慎太郎	P.70
------	-----	---------------	--------	------

令和2年7月豪雨

道路・河川等	熊本県	県南広域本部芦北地域振興局 土木部維持管理調整課	岩本 祐生	P.74
--------	-----	-----------------------------	-------	------

第3部 現地事務所等

東京都被災地支援	福島県事務所	阿部 加奈子	P.80
東京都総務局	復興支援対策部 被災地支援課	五十嵐 修	P.87

表紙について



● 施工中の中央排水ポンプ場
(R4.11) (石巻市)



● 完成した小白浜漁港防潮堤 (岩手県)



● 南三陸町復興記念公園 (宮城県)



● 令和2年7月豪雨被災道路の復旧工事
(熊本県)



● 完成した新しい白金橋と
旧橋 (福島県)



● 完全復旧した熊本城天守閣 (熊本県)



● 煙山ひまわりパーク
(岩手県矢巾町)



● 福島県が14年かけて開発したブランド米
「福、笑い」

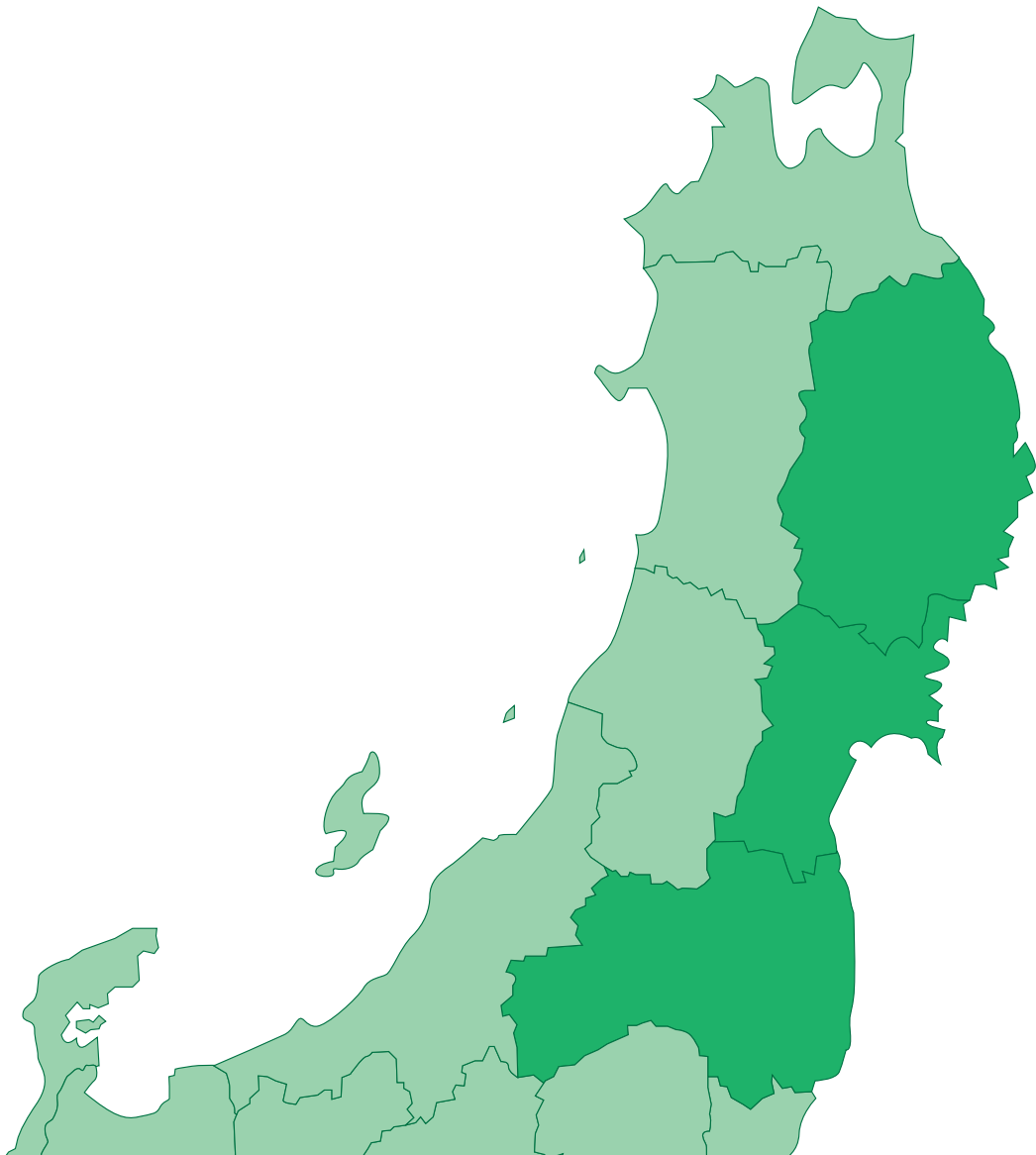


● 紅葉シーズンの鳴子橋 (宮城)



● 市内のモニュメント (ロボコン) (石巻市)

第1部 (東日本大震災)



技術系職員

道路・河川等

水道事業

下水道事業

事務系職員

復興計画等

産業再生等

避難者支援

医療人材確保支援等

遺児孤児支援等

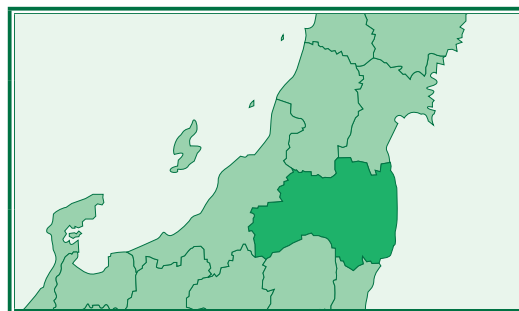
道路・河川等

福島県

相双建設事務所

復旧・復興部 河川・海岸課、道路・橋梁課

井上 寛人、齋藤 修（建設局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

福島県相双建設事務所は南相馬市に所在し、浜通りの2市7町3村（相馬市、南相馬市、双葉郡・相馬郡の各町村）を所管し、所管している市町村の総面積は、1,733.77km²で県全体の12.6%です。

相双建設事務所には総務部、復旧・復興部、企画管理部、事業部、建築住宅部の5部12課があり、140名の職員がいます。

このうち復旧・復興部は道路・橋梁課、河川・海岸課の2課4係で構成され、25名（うち自治体派遣9名）が在籍しています。

東京都派遣2名は、道路・橋梁課及び河川・海岸課に所属し、道路・橋梁の災害復旧事業及び公園の復興計画関連事業の調査設計・施工監督を担当しています。



※旧警戒区域とは、福島第一原子力発電所から半径20km以内の地区について、身体等に対する危険防止のため出入り禁止となった区域。

あらたに令和4年6月に葛尾村、同年8月に大熊町と双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除がありましたが、震災から11年経過した今も自分の家や土地があるにもかかわらず立入りができない帰還困難区域が多くあります。

【相双建設事務所基本方針】

令和元年東日本台風、東日本大震災等からの復旧・復興や国土強靱化関連の事業に全力で取り組み、相双地域の安全安心を高める社会資本の整備を進めます。

- ①令和元年東日本台風等からの復旧に取り組みます。
- ②東日本大震災からの復旧・復興に取り組みます。
- ③各市町村の事業を支援し、地方創生を進めます。
- ④自然災害から相双地域を守るため、国土強靱化を図ります。



南相馬合同庁舎

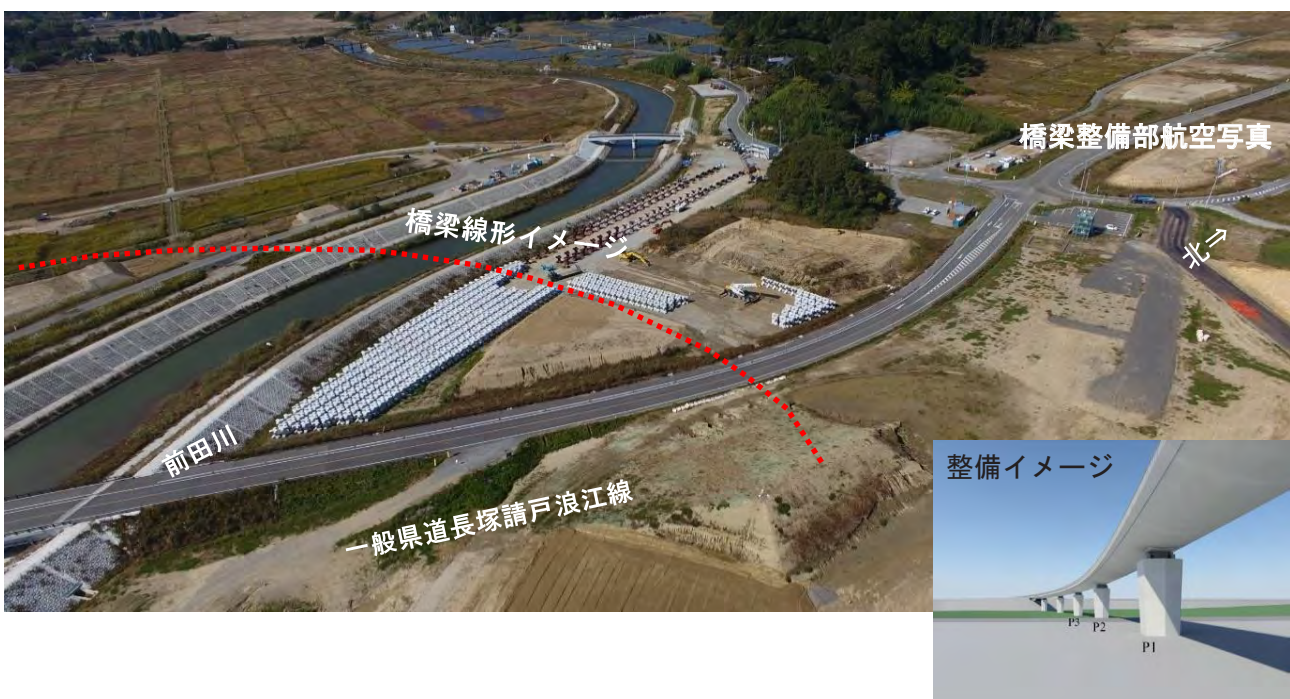
井上 寛人（建設局）

派遣者自身が担当した業務概要

私が着任した公園担当の主な業務は、「福島県復興祈念公園」整備事業です。復興祈念公園とは、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的として整備される公園です。

岩手県では「高田松原津波復興祈念公園」、宮城県では「石巻南浜津波復興祈念公園」の整備が完了し、すでに供用開始されています。しかし、福島第一原子力発電所から北へ約3kmの、依然として帰還困難区域が残されている双葉町と浪江町に跨がる区域に計画された福島県復興祈念公園は、事業の始動が他県に比べて遅かったことから、令和7年度末の供用を目標に事業を進めています。事業費は約80億円、公園の面積は約48haで東京ディズニーシーとほぼ同じ面積です。

その中で私が主に担当したのは公園内に整備される橋梁の設計業務です。



道路・河川等

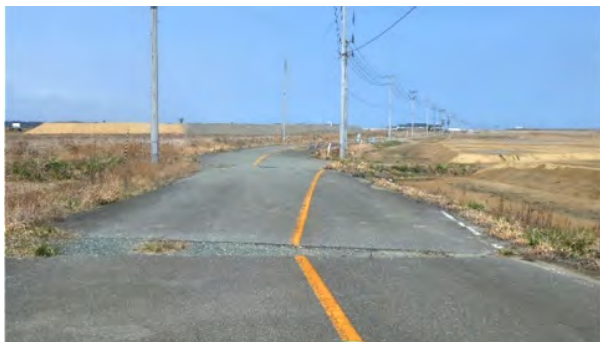
業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

年度の途中で、担当する橋梁工事の発注スケジュールが大幅に前倒しとなり、それに伴う様々な対応にはとても苦労しましたが、直属の係長をはじめとする周囲の助けによって、乗り越えることが出来ました。

その他にも色々ありましたが、その度に復旧・復興部公園担当の皆様にご助けてもらいながら、なんとか1年やりきることが出来ました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

通常の道路事業に比べて自由度が高く、これまで私が経験した業務であれば検討しないようなことも検討しなければならないところに、難しさ面白さを感じました。震災によって舗装の滑動を起こした町道損壊箇所や、震災前に利用されていた橋梁などを、フィールドミュージアムとして展示するに当たり、どのような展示の仕方をすれば効果的に震災の脅威や地域の記憶などを伝えられるのか、その検討をするためにどのような委託を出し、どのような順序で検討をするべきなのかを課内で話し合いながら進めました。



公園区域内となる町道損壊箇所



震災前は利用されていた増田橋

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

学識経験者を交えた設計業務に携わることが出来たことは、とても大きな経験になりました。この1年間では、その難しさや課題などを感じることはばかりでしたが、今後学識経験者を交えた業務に携わることがあれば、この1年間の経験を生かしたいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

復旧・復興事業は業務量が膨大です。福島県においては、震災前の平成22年度と震災後の平成27度を比べると事業費が3倍超となっており、どうしても発注者側のマンパワーが不足してしまいます。そこで、福島県では、発注者側のマンパワー不足を補足するためにCM方式※を採用しており、今回担当した復興祈念公園整備事業も、CM委託を行っている事業でした。

CM業務の活用は、マンパワーや専門知識の補完となるため、膨大な業務をこなさなければならぬ復旧・復興事業には大きなメリットとなるように感じました。一方で、この1年間CMに携わった中で、効率的にCMを使いこなせないことも多々ありました。東京都においても、発災時のCM業務マニュアルの整備や、CM業務の試行を行い、慣れておく必要があると感じました。

※CM（コンストラクション・マネジメント）方式

建設プロジェクトを成功に導くため、専門性の高いコンストラクション・マネジャー（CMr）が技術的な中立性を保ちつつ、発注者の立場に立ってそのプロジェクトのマネジメントを行うこと。

齋藤 修（建設局）

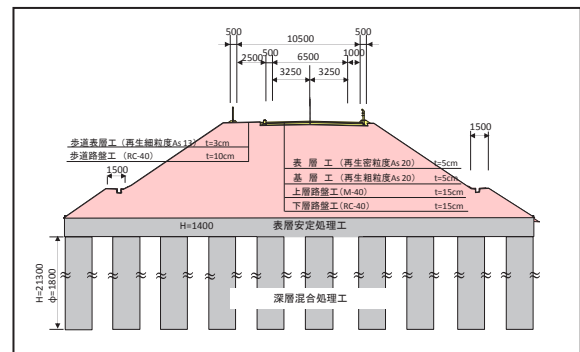
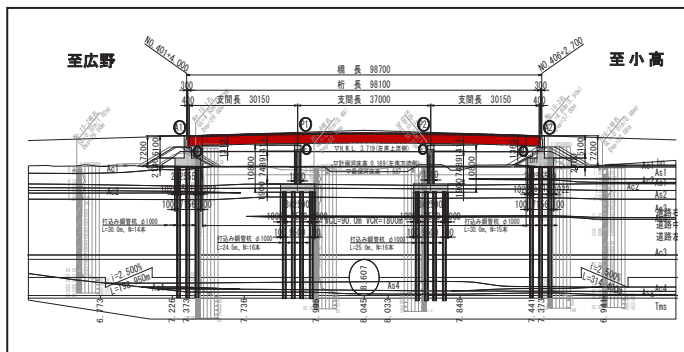
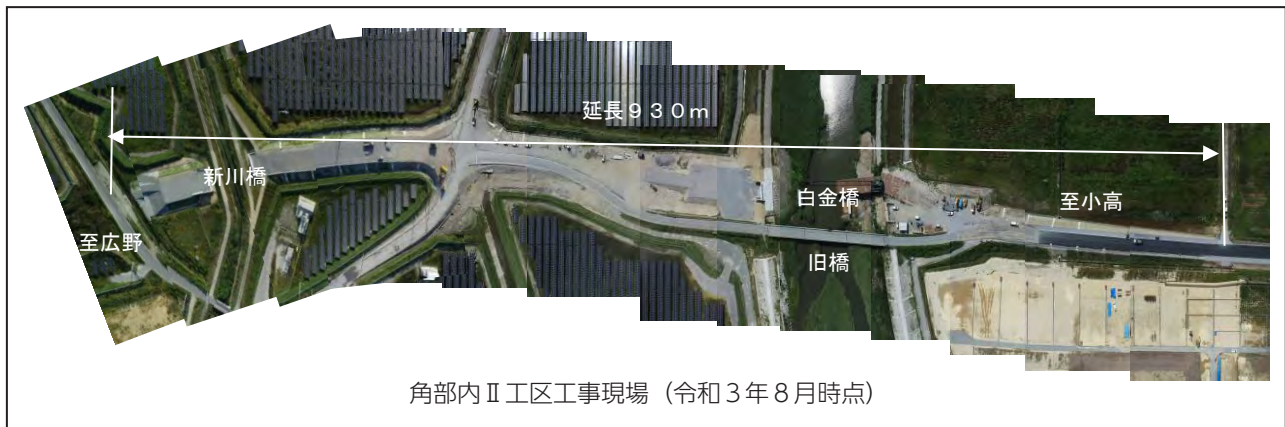
派遣者自身が担当した業務概要

県道広野小高線は、浜街道と呼ばれる太平洋沿いを走る道路で、東日本大震災の津波で被災しました。

このため、線形を陸側に移動し、かつ盛土して道路を高くする構造で、平成 29 年度から浪江小高間全延長 12.5km の新たなバイパス道路の工事を進めています。

このうち、昨年度に引き続き角部内 2 工区（延長 930 m）の工事・委託の設計及び監督業務を担当しました。

橋長 98.7 m の白金橋が令和 4 年 3 月に完成し、橋前後の道路改良及び旧橋撤去工事は令和 4 年 3 月から現場着手し、令和 5 年 3 月の完了に向けて工事を進めています。



道路・河川等

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

あまり苦勞と感ずることはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の行動制限も段階的に解除となったものの引き続き自粛の一年となりました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

相双建設事務所への東京都からの土木職派遣は平成31年度から始まり、角部内2工区を担当してきました。

工事は平成30年3月の白金橋下部工事から現場着手し、その後、白金橋上部工事など5件を実施し、令和5年3月に供用開始することができるよう進めています。

先人からバトンを受け継ぎ、無事供用開始できることは、喜ばしい出来事でした。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと、東京都における防災・災害対策等に活用できる経験・感想

「ワンデーレスポンスとは、工事監督業務にひとつとして、受注者から質問・協議があった場合、できる限り「その日のうち」に解決するよう努力し、その日のうちに解決できない場合でも回答日を予告するなど、次の段取りができるような（現場を待たせないように）何らかの回答を「その日のうちに」にするという取組をいう。また、監督員個々に措置し得ない事項や判断が困難な場合には、上司に相談し組織的に速やかな回答に努める必要がある。効果として、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することで、現場での手持ちの減少による効率的（時間的・経済的）な現場施工が可能となり、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。」と福島県土木建築工事監督・検査指針に「ワンデーレスポンスの取組」が記されています。

この取組は、工事監督に限らず、仕事をする上での基本姿勢であり、日々の担当業務を遂行する際にも必要なものと考えます。

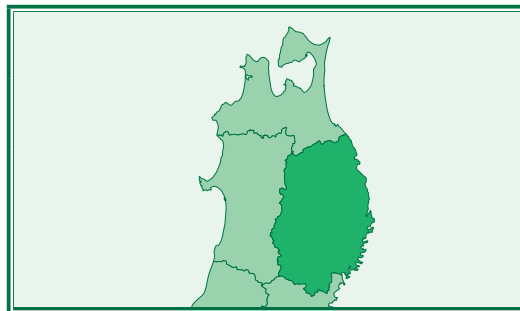
最後に、お世話になりました福島県職員の皆様、被災地に送り出していただきました建設局の皆様、これまでに福島県の派遣業務に携わった皆様に感謝いたします。

水道事業

岩手県

環境生活部 県民くらしの安全課

昆野 和富（水道局）



職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

岩手県は、南北 189km 東西 122km 総面積 15,275km²で北海道に次ぐ本州最大の面積で、東京都と比較すると約 7 倍の広さを誇ります。（人口は東京都の約 12 分の 1、世帯数は約 14 分の 1 令和 4 年 11 月）

派遣先である環境生活部は、温暖化対策やごみの減量化を進めるとともに、豊かな自然環境や暮らしの安全・安心を守り、若者・女性の活躍支援などにも取り組んでいます。配属先の県民くらしの安全課は、食の安全安心、生活衛生、消費生活、水道広域連携と県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った総合的な施策を統括課長以下総勢 35 名で行っています。各担当の業務は、以下のとおりです。

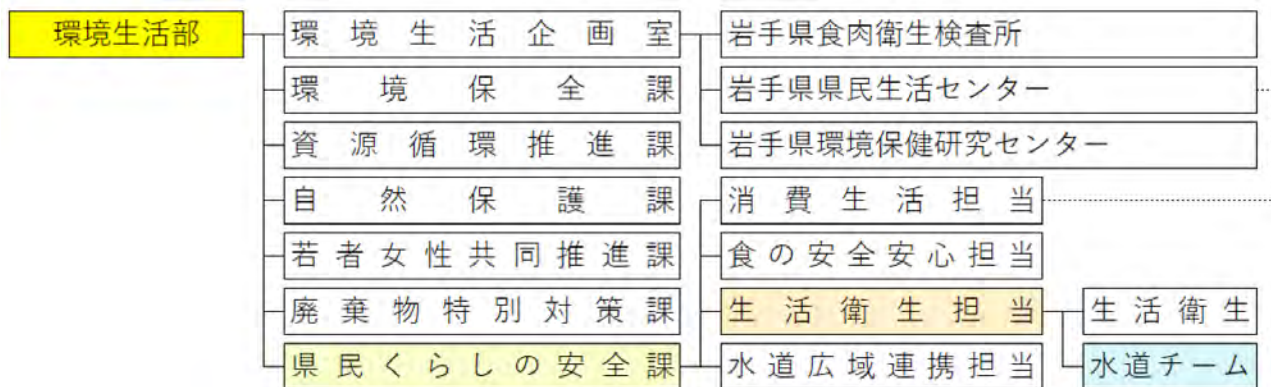
消費生活担当：消費者施策の総合的な企画・調整に関すること（9 名 管理職含む。）

食の安全安心担当：食の安全及び安心の確保に関する総合的な企画・調整・推進に関する業務、食育、食品表示、食品衛生、調理師、製菓衛生師、と畜場・と畜検査、食鳥検査、狂犬病予防、動物の愛護及び管理に関すること（11 名 管理職含む。）

生活衛生担当：生活衛生関係営業（旅館、興行場、公衆浴場、理容所・美容所、クリーニング師免許、住宅宿泊事業に関すること、墓地・埋葬等）の適正化・振興に関する業務、水道・簡易水道・専用水道、学校事業所等水道、飲用井戸その他水の衛生に関すること（8 名 管理職含む。）

水道に関する国庫補助事業等にかかる業務（3 名）

水道広域連携担当：水道の広域連携に関すること（3 名 管理職含む。）



環境生活部 組織図

水道事業

派遣者自身が担当した業務概要

環境生活部県民くらしの安全課に配属され、水道施設整備に係る国庫補助・交付金の業務を3名（岩手県職員1名、神奈川県派遣職員1名、東京都派遣職員1名）体制で、主に東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業に関する業務を担当しています。

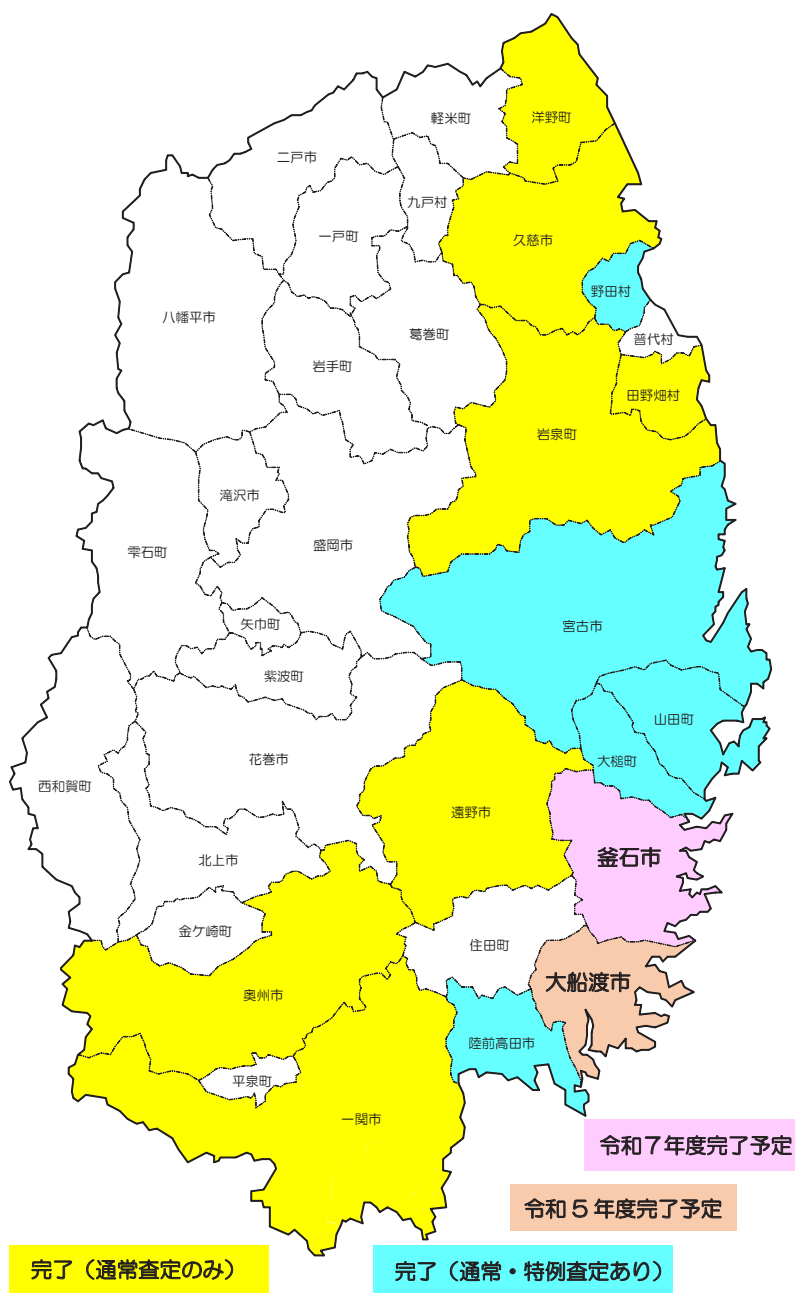
東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業は、従来の「災害復旧費補助金交付要綱」（原則原形復旧）とは別に、平成23年度「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」（従来の災害復旧費国庫補助事業より補助率嵩上げや補助対象の拡大等の特例措置）が制定されてから実施しています。【通常査定】

さらに、平成24年度からは東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等の災害復旧事業で被災自治体の復興計画が策定中のため復旧計画を確定することができず早期の災害査定の実施が困難な場合において、津波浸水区域と認定した区域内にある水道施設を全て被災施設とする特例として実施されました。【特例査定】

令和4年度は、図に示すように大船渡市と釜石市の2市の災害復旧事業を継続して行っています。

特例査定では、被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして、災害査定を受けるため事業実施は復旧計画が確定するまで保留となり、まちづくり計画決定後、その計画に対応した水道施設の復旧計画について厚生労働省と協議（実施計画協議）し、保留が解除されると水道施設の災害復旧事業が実施されます。

岩手県の窓口として、市町村からの相談や協議、審査、申請内容に関する厚生労働省との連絡調整などの業務を担当しています。そのほか定期的に災害復旧事業を実施している被災市町村への現場視察により、進捗状況の確認や懸案事項の確認を行っています。



水道施設震災被害市町村 事業実施状況

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

水道局に入局以降、主に水道工事現場等の監督業務に携わってきました。国庫補助事業等の業務は当然初めての仕事のため、仕事の流れが全く分からないばかりか、国庫補助の用語、県庁での事務処理や書類決裁方法など水道局での事務処理方法と全く異なっていたため大変苦勞しました。

県庁での初めての仕事は、前年度完了した補助金事業の実績報告書等の審査に関連する書類の起案から始まりました。全く初めての仕事のため何をどう確認・チェックしてよいのか分からない中、経験豊富な岩手県職員・神奈川県からの派遣職員の丁寧な御指導のおかげで何とか業務を進めることができました。心より感謝申し上げます。

国の第1期「復興・創生期間」（2016～2020年度）の最終年度である令和2年度内に完了出来ず、第2期（2021～2025年度）も引き続き事業を実施していく必要があります。岩手県は、令和元年度から「いわて県民計画長期ビジョン（2019～2028）」アクションプランのひとつである「復興推進プラン（2019～2022）」に基づいて、復興に係る施策を継続しています。

令和5年度以降、大船渡市と釜石市の2事業が継続されますが、ここまでたどり着いたのは、被災された地域のために弛まぬ思いで水道を支えられた各市町村水道事業者、水道の復旧に携わった全ての方々の努力のおかげだということを忘れず、全ての事業が無事に完了することを願っております。



大船渡市普金地区 現地調査（5月撮影）



大船渡市普金地区 現地調査（12月撮影）

大船渡市永浜地区 現地調査
(5月撮影)大船渡市永浜地区 現地調査
(12月撮影)

執務室の様子



現地調査（釜石市鶏住居地区）



工事車両の入出路について説明を受ける

水道事業

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

現地調査の際、被災地域の水道事業者の方々と被災当時の貴重な経験談や水道事業に携わっていてよかったことなどのお話をお聞きすることができたこと、震災ではありませんが8月に発生した大雨により被害を受けた取水・導水施設の災害査定のため現地調査があり、実際に災害現場を見る機会がありました。

（写真の通り土砂が流され宙吊りとなっても導水管（GX）の抜けなし。）

市町村・水道事業体は地域によって事業規模などが大きく異なり東京都内では考えられない設備や作業が行われており見るもの聞くもの全て新鮮な体験でした。



8月の大雨による導水管路土砂流失による露出及び取水口取水堰

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で、おそらく東京にないであろう水道施設や配水池の新設現場、北国ならではの凍結防止設備や作業、大都市にはない水道事業者の抱える課題など様々見て聞いて知ることができました。

ある事業体の若い職員が言った「私一人で水道業務を担っているんですよ。」という言葉が今でも忘れられません。

今回の派遣で「見て・聞いて・経験」し学んだことを人とのつながりを大切に業務に努めるとともに災害が発生した際は今回の経験を活かし行動したいと思います。

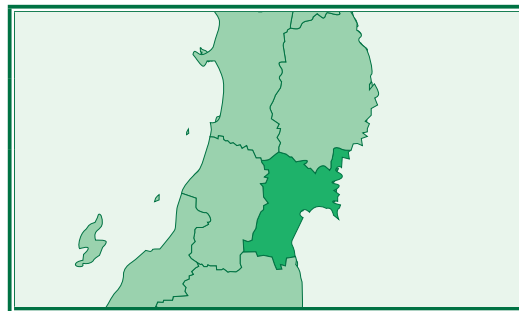
最後に、東日本大震災の復興に関わる震災以降の貴重な資料や写真を見ることができました。被災当時の大変な苦勞とこれまでの11年、地域社会や水道事業の復興に尽力された方々に心から敬意を表したいと思います。今回の派遣に関わっていただいた方々に深く御礼申し上げます。

下水道事業

石巻市

建設部 下水道建設課

計画係 技術主査 中山 健
技術主査 小形 浩二郎（下水道局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石巻市の概要

石巻市は、北上川の河口に位置し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚な都市です。令和4年10月末日現在、人口137,184人（震災前：162,822人）、面積554.55km²、みちのく宮城第二の都市です。市役所の職員数は、1,675人で、そのうち、他自治体から16人の派遣職員が在職しています。

石巻市の下水道

石巻市の下水道事業は、昭和46年3月に下水道基本計画を策定し、昭和56年10月から供用を開始しています。令和4年3月末時点での整備状況は、整備面積3,382.6ha、供用人口122,641人で、人口に対する普及率は、89.0%となっています。

排除方式は汚水と雨水とを別々の管で排除する分流式を採用しています。流域下水道関連公共下水道として2つの処理区、単独公共下水道として3つの処理区の合計5処理区について事業認可を受け事業を進めています。

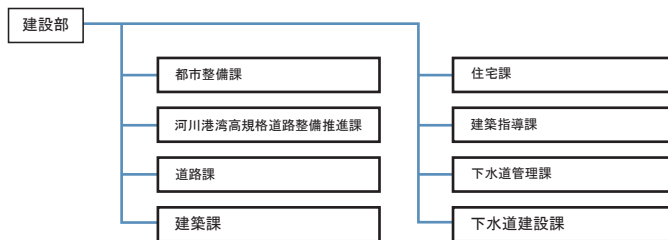
組織の規模

石巻市建設部は、8課から構成されていて、197人が所属しています。

私たちが所属している下水道建設課は、市職員9名（課長1名、課長補佐2名含む。）、再任用職員1名、任期付職員2名、派遣職員7名、復興支援専門員1名、事務補助員1名の合計21人の組織です。2つの係で構成されており、計画係と建設係に分かれています。



図－1 石巻市位置図



図－2 建設部組織図

業務概要

【雨水排水の災害復旧・復興事業（計画係）】

今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも約1m地盤が沈下しました。ほぼ全ての地域が河川の水位より陸地（市街地）の高度が低い地形となり、大雨時には仮設排水ポンプの能力不足や雨水管の未整備を原因とした市街地の浸水が多々発生している状況にあります。

そこで、石巻市の市街地雨水計画として22排水区を新たに策定しました。それを基に雨水排水復興事業として、雨水ポンプ場と雨水幹線の整備を行っています。

下水道事業

計画係 技術主査 中山 健（下水道局）

派遣者自身が担当した業務概要

私は、下水道建設課の計画係に配属されて、雨水排水の災害復旧・復興事業を担当しました。担当した地区は、令和4年度は旧北上川と北北上運河とに挟まれた市街地の西部エリアです。

担当する案件は、西部エリアの雨水排水ポンプ場2箇所、新設する雨水幹線6箇所、枝線1箇所です。対象案件については、既に工事着手をしており、令和4年度完成を目指して施工中です。

都からの派遣職員2名と神奈川県からの派遣職員の計3名で、西部地区担当として業務を行っています。

業務内容は、住民からの苦情対応、町内会長説明、他の復興事業（道路・河川堤防・公園・橋梁）との施工範囲、施工ヤード、工程の調整、電気・水道・ガス等他企業事業者との移設調整など多岐に渡ります。



【建設現場全景（R4.11）】
完成した石巻港排水ポンプ場



【建設現場全景（R4.11）】
施工中の不動沢排水ポンプ場

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

私自身は、昨年度から派遣職員として業務に従事しているところですが、担当業務が変更となり、昨年度は西部エリアと東部エリアの案件を担当していましたが、今年度は西部エリアのみとなりました。派遣職員の人数は昨年度から2名増えて計5名となりました。ただ、私以外の4名は、今年度からの方々です。

東部エリアの事業については、墨田区から来た派遣職員の方に引き継ぐこととなり、現場にて状況説明を行うとともに、地先の関連する町会長や漁港組合等への挨拶にも同行しました。



【建設現場全景（R4.11）】
施工中の渡波排水ポンプ場



【建設現場全景（R4.4）】
施工中の赤堀調整池

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

西部エリアの災害復旧・復興事業については、昨年度に北北上運河右岸第二排水区が完成し、稼働しています。また、石巻港排水区が令和4年12月末に完成しますが、ポンプ場の稼働はすでに行われています。

ポンプ場が稼働したことで、昨年度まで大雨が降った際に浸水被害があった地域において、被害が軽減していることが感じられます。

災害復旧・復興事業が着実に終わりに近づいてきているのが感じられますが、中央排水区の事業は、今年度末に幹線工事の完成及びポンプ場の稼働とはなるものの、雨水を取り込む接続工事は、来年度に引き続き行われます。

雨水を取り込む接続工事の場合、道路上での工事が多くなり交通規制の制約が増えることから、地先の方々に負担を強いる状況となりますが、浸水被害が多い場所柄、事業に対して理解があり協力的なおかげで、なんとか工事を進めることができています。

震災から11年が経ち、着々と事業が完成し、災害復旧・復興事業が進んでいることが実感でき、非常にやりがいを感じています。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都在職時にも下水工事における地元対応を行ってきましたが、東京都という都市部とは違った苦情があり、対応に苦慮することもあります。一方、市民のニーズを直接感じることができる側面もあり、公共事業を進めていく中で、意見を聞くことの大切さを改めて感じました。

また、石巻市職員及び他都市の派遣職員の方々と交流し、仕事の進め方や整備方針など東京都と異なることがあり、それらを学べたことは良い勉強になります。東京都に戻った際には石巻市で得た経験を今後の都政に生かしていきたいと思います。

下水道事業

計画係 技術主査 小形 浩二郎（下水道局）

派遣者自身が担当した業務概要

私は、下水道建設課の計画係に配属されて、雨水排水の災害復旧・復興事業を担当しました。担当した地区は旧北上川と北北上運河とに挟まれた市街地の西部エリアです。

担当する案件は、新設する雨水排水ポンプ場2箇所、新設する雨水幹線が6箇所と雨水枝線が1箇所となり、なかなかの業務量です。案件は、設計まで完了していたので、その後の工事監督、他企業協議、国や県及び市役所内各部署等の関係機関との調整を行いました。都からの派遣職員2名と神奈川県からの派遣職員1名の3名でチームを組み、業務を行いました。業務内容は、住民からの苦情対応、町内会長説明、工事説明会の開催、他の復興事業（道路・河川堤防・橋梁）との施工範囲、施工ヤード、工程の調整、通信・電気・ガス・水道等の他企業事業者との移設調整など多岐に渡りました。



【建設現場の全景（R4.11）】

施工中の中央排水ポンプ場（日和山より）



【市民対象の復興工事現場見学会（R4.5）】

担当する中央幹線工事の現場案内

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

今年度から派遣職員として業務に携わりました。石巻市の公用車にはカーナビが付いていなかったため、市内の地理や地名を覚えるのに苦慮しました。幸い、昨年度から引き続いて業務を行っている派遣職員の方がいるので、一緒に行動することで担当の現場に行けるようになりました。しかし、自分の担当以外の業務については分からないことが多く、他の職員に確認しながらの対応となってしまいました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

下水道管渠のシールド工事の施工中に、事前調査では確認されていなかった“岩盤層”が発見されてシールド機が停止しました。このため、新たな発進立坑ヤードが必要となったため、民間用地を借りて施工することになりました。土地交渉には時間を要しましたが、この土地の地権者の方々には借地期間の延長や地上権設定という、非常に無理したお願いをしましたが、快く承諾を頂き施工することができました。



【施工前の全景（R4.4）】
住吉1号幹線発進立坑用地



【施工中の全景（R4.11）】
住吉1号幹線シールドマシンの投入組立

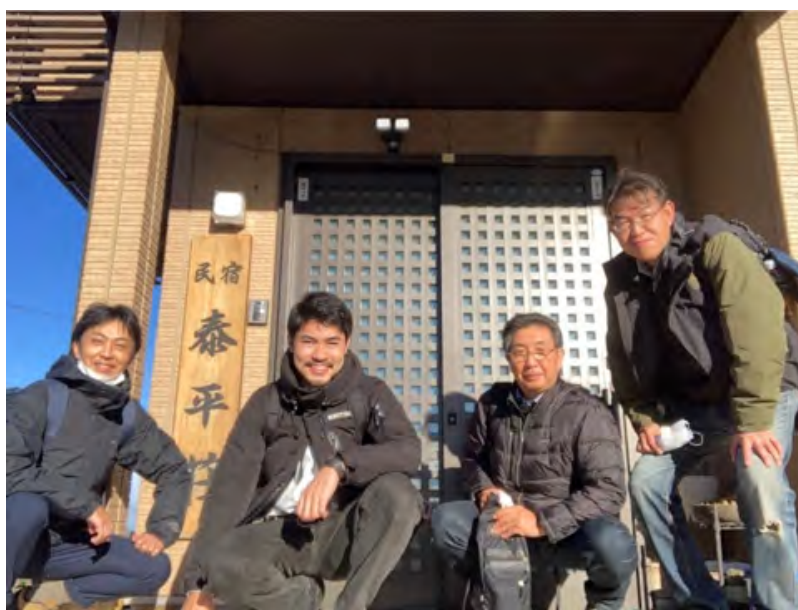


今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今年度も、コロナ禍で制約がある中、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして業務を遂行してきました。石巻市は、復興事業を応援して全国の自治体から派遣された職員を「いしのまき応援サポーター」として登録し、派遣元に戻った後もつながりを維持し、石巻の魅力や交流を拡大していく取組を始めました。こうした中で、私は、3年ぶりに開催された川開き祭りで大漁おどりに参加しました。石巻市職員と他都市の派遣職員と一緒に協力して復興事業に尽力してきたことは、私の財産になりました。この1年間で得た経験を、今後の都政に活かしていきたいと思います。



【第99回石巻川開き祭り（R4.8）】
左から墨田区の派遣職員、著者



【派遣の仲間と牡鹿半島へ（R4.12）】
左から仙台市、墨田区、神奈川県派遣職員、著者

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

令和4年7月15日、石巻市内に大雨警報が発令されて、一部地域には避難指示も出ました。この日私は大雨対策班の一員として夜間に連絡を受けて参集しました。（大雨対策班は4班編成で週番制です。）中心市街地では大規模な道路冠水が発生しました。市内のパトロールに出動していたときに、地元住民から早く対応してほしいと要望されて対応に追われました。

このようなことは、東京都でも発生することがあるので、緊急時の対策や対応をすることが防災、災害対策等に活用できる経験につながったと考えます。

諏訪 剛史（総務局）

派遣者自身が担当した業務概要

1 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）に係る業務

福島再生加速化交付金とは、原子力災害からの復興を目的に、避難者の帰還及び移住の促進につながる事業を支援する国の交付金である。

担当業務としては、年4回予定されている交付金の事業申請における、県庁内の取りまとめや復興庁との調整を行った。また、市町村等との意見交換会を開催し、市町村等と制度改善について議論した。その後、意見交換会にて提出された市町村等の要望と県庁内各部署の要望を取りまとめ、国との打合せを行った。



職場での打合せ（右が筆者）

2 避難地域復興拠点推進交付金に係る業務

当交付金は、福島再生加速化交付金等の国庫補助制度を最大限活用することを前提とし、これら国庫補助制度でも措置されない、隙間となっている部分を支援する県の交付金である。

業務としては、交付申請に係る、市町村との事前調整及び申請書類提出後の事務処理を行った。また、交付事業の進捗確認のため現場視察を実施した。



避難地域復興拠点推進交付金事業の進捗確認

3 避難12市町村との連絡調整、住民説明会対応等

避難12市町村の避難指示解除に関する住民説明会（県内外で開催）に出席した。また、住民からの意見やそれに対する国・県の回答について、議事録の取りまとめや県二役（知事・副知事）への報告資料の作成をした。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

苦労した点としては、交付金に係る業務経験がなかったため、引継ぎ書や過去のデータを元に手探りで業務を進めたことである。しかし、手探りとは言っても、独りよがりにならず、ライン内で情報共有や意見交換を行いながら進めるように努めた。

工夫した点としては、例年対面のみで開催であった市町村等との意見交換会に、Web参加方式を盛り込んだことである。これについては、令和3年度に担当した下水道局設備研究発表会の会場運営業務の経験が大いに生きた。



Webを活用した市町村等との意見交換会

復興計画等

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

外国人に対して知事が講演するイベントに係る業務に携わったことである。この中で、知事の発言を英訳する通訳の手配ができていないことが講演2日前に判明した。一部からは「大丈夫かしら」と囁かれ、課内では諦めムードが漂う中、私も手詰まり感でいっぱいであった。

しかし、19時を過ぎようとしている中でも、主管課長及び隣席の主査が各方面への調整を粘り強く行い、その結果として通訳の手配をすることができたのである。

私は日頃、「石中に火あり、打たずんば出でず。」をモットーに業務を進めてきた「つもり」であったが、この件に対する自分の未熟さについては汗顔の至りである。最後まであきらめず、あらゆる手を尽くして課題に取り組んでいこう、という意識を新たにした次第である。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都は普通交付税の不交付団体ではあるが、都のインフラ整備に社会資本整備総合交付金が充てられているなど、決して国費とは無縁ではない。派遣先での交付金関係の業務においては、国の予算額や制度改正など動向を注視しなければならなかった。

今後、東京都で事業を進めるに当たっては、国や関係自治体に対してアンテナを張り、その動きにキャッチアップしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

県主催の派遣職員被災地視察において、東京電力福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設を訪れた。廃炉作業や汚染土壌の保管作業を目の当たりにし、原子力災害は起こしてはならないものであると強く感じた。

被災地では新しい道路や建築物の整備が行われており、福島の復興は確実に進んでいると感じる。しかし、長期間にわたる廃炉作業やいまだ避難指示が解除されていない帰還困難区域が存在するという現実がある。このような「福島の影響」の部分にも目を背けずに、これを国内外で広く共有していかなければならない。

東京都においては、大規模災害に備え建築物の耐震化や雨水貯留施設の整備などの事業を進めている。これら事業に対する啓発の目的だけにとどまらず、東京都全体の防災意識を高めるためにも、都民が過去の災害を振り返り歴史に学ぶ機会を設けていくことが必要であろう。



東京電力福島第一原子力発電所への視察

伊藤 甫（生活文化スポーツ局）

派遣者自身が担当した業務概要

主に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった12市町村（以下「避難地域12市町村」という。）の復興推進につながる、以下3つの業務を担当した。

1 国に対する要望活動に関すること

6月に、復興庁や内閣府、経済産業省を訪問し、避難地域12市町村が東日本大震災から復興するために必要となる制度・予算の要望活動を実施した。

2 政策研究大学院大学の視察受入に関すること

福島県の復興・創生に資する浜通り地域の取組を効果的に理解してもらうことを目的とし、政策研究大学院大学の留学生の視察を受け入れた。

3 福島県12市町村起業支援金の審査・交付・精算に関すること

県外から避難地域12市町村に転居し、起業する者に対して交付する福島県12市町村起業支援金の審査・交付・精算事務を行った。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

新型コロナウイルス感染症の流行により、庁外への出張や県内への視察受入が制限された一昨年、昨年度とは異なり、今年度は、コロナ前を取り戻しつつある中で業務に取り組むことになった。政策研究大学院大学の視察受入については、過去2年間はオンライン実施であったが、今年度は3年ぶりの実地開催となった。そのため、3年前の資料を参考にしつつ、視察内容やスケジュールを調整する必要があった。前任者に実地開催の流れなどを直接聞くことができない中で業務遂行となったため、過去の書類等から視察時のイメージをつかみながら調整を進めていった。具体的には、過去の視察先や順路を確認し、調整先やこれから行うべきこと等を洗い出した上で、優先順位をつけて業務に取り組んだ。

また、今回の経験を踏まえ、後任が円滑に業務に取り組むことができるように、些細なことではあるが、過去から今年度までの実施状況等を一覧に整理し、次年度への引継ぎとして整理した。



東日本大震災・原子力災害伝承館において、語り部のお話を聞いていただいた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

国に対する要望活動に関して、丁寧に段取りを組んだ上で復興庁等を訪問し、計画通り行程を終えられたときに嬉しさを感じた。国の省庁や、県庁内の他部署などと要望スケジュールや要望内容などを短期間で調整しながら要望活動を実施するというのは、これまでの都庁人生では担ったことのない業務内容だったので、自らにとって非常に良い経験となった。

課内で協力いただきながら、
100部程度手作りした。



復興計画等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県庁に来て印象的だったことの一つに、職員一人一人が積極的に情報収集を行い、迅速に上司や同僚と情報共有を行うとともに、日々の業務に活用しているということがある。例えば、課内の職員が避難地域12市町村に赴き、そこで入手した情報を上司と速やかに共有し、対応方針を決定する。あるいは、県庁内の他の部署で同じように国に対する要望活動に携わる職員が、復興庁等からの情報をいち早く入手し、資料作成や交渉を行う際に活用する。そのような姿が心に残っている。

都庁に戻っても、福島県庁の職員の姿から受けた刺激を心に留め、日々の業務に取り組んでいきたい。



現場に出張する機会が多くあり、そこで食べるランチは楽しみの一つであった。避難地域12市町村の一つである檜葉町のお寿司（写真左）や、同じく川俣町で食べた川俣シャモの親子丼（写真右）は大変美味だった。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

請戸小学校（福島県浪江町）や中浜小学校（宮城県山元町）などの震災遺構を、業務の視察やプライベートで訪れる機会があり、語り部の方等のお話を聞く中で、非常事態の行動を想定しておくことの重要性を感じた。日頃から「もしも」のときを想定し、そのときにどう動くのかを細かく想像しておくことで、非常の事態が起こった際に的確な判断を行うことができるようになると思った。東京都の一職員としても、常日頃から「もしも」のときを想定していきたい。



視察で訪れた請戸小学校（福島県浪江町 写真左）と、プライベートで訪れた中浜小学校（宮城県山元町 写真右）。それぞれの小学校において、一瞬の判断の積み重ねによって生徒を守り抜いたというお話を聞き、強く感じるものがあった。

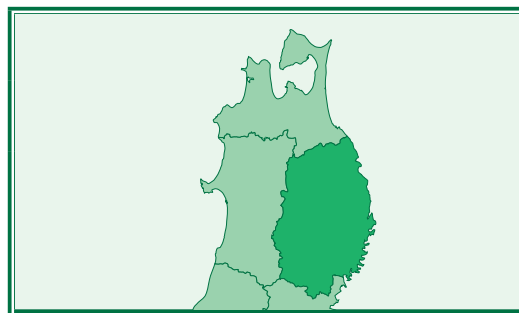
産業再生等

岩手県

商工労働観光部 経営支援課

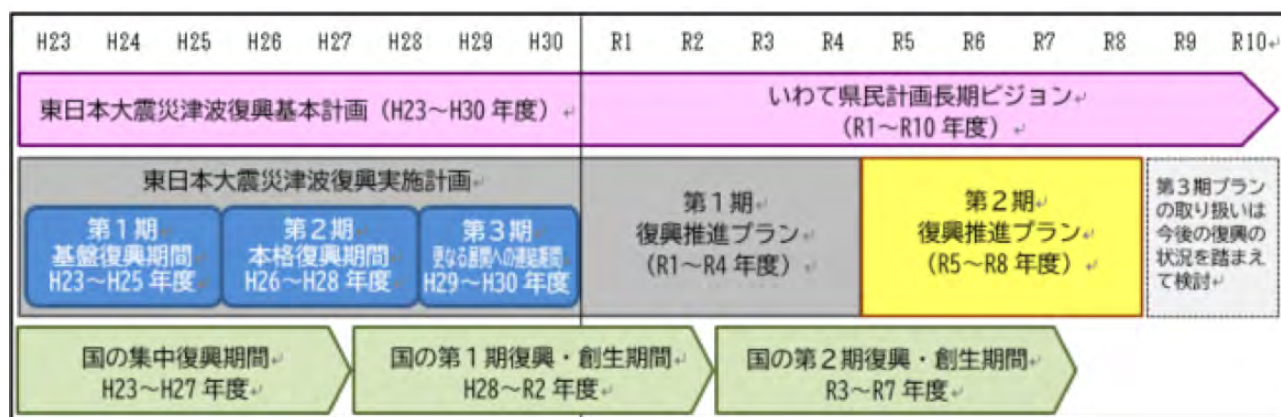
濱野 泰隆（港湾局）

植竹 清美（水道局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

経営支援課では、岩手県の将来を展望した「いわて県民計画（2019～2028）」に基づくアクションプランである「復興推進プラン」を進めるべく、被災地域の経済を支える中小企業などの事業再開や経営力向上に向けた取組を支援し、地域の特性を生かした産業の振興を図ることを目指しています。



【各計画・プランの期間】

また、経営支援課商業まちづくり担当は、東日本大震災の復興業務として中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関することを所掌しており、グループ補助金はこれまで、約1,600の事業者、約920億円を交付決定しています。令和4年度（12月現在）の交付決定はありませんでしたが、来年度以降も引き続きグループ補助金の公募をしていく予定であり、被災事業者に対する支援を行っていくために日々業務を行っています。

経営支援課	岩手県職員	他自治体派遣職員	うち、東京都職員
28名	22名	6名	2名

【所属課内の配置人数】

職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

産業再生等

濱野 泰隆（港湾局）

派遣者自身が担当した業務概要

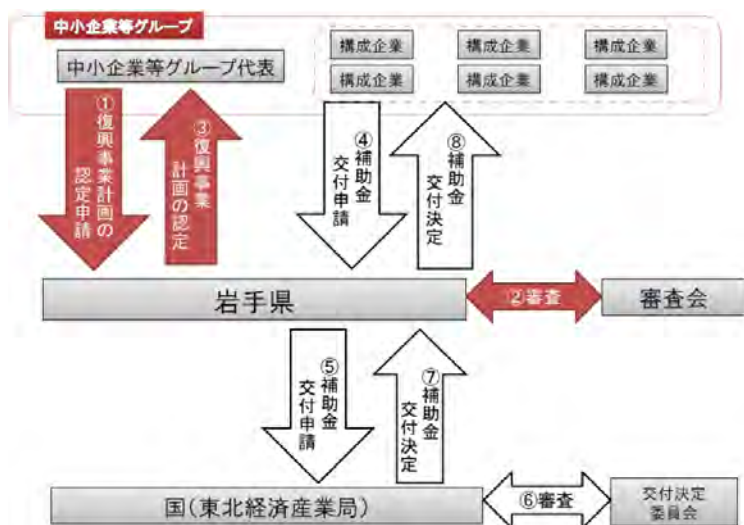
岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）を担当しています。

中小企業（事業者）がグループを組み、グループの復興事業計画を作成し、県に認定申請を行った後、県内の復興事業計画審査会において計画について審査し、認定します。グループ計画が認定されたら、事業者毎の復旧施設や復旧設備内容の査定を行い、補助金要綱等に沿った内容になるよう事業者と調整を行います。査定結果を基に、事業者から県に、県から国へそれぞれ補助金交付申請を行います。国から県に交付決定が下りると、事業者にも交付決定します。以上がグループ補助金の交付決定までの流れです。

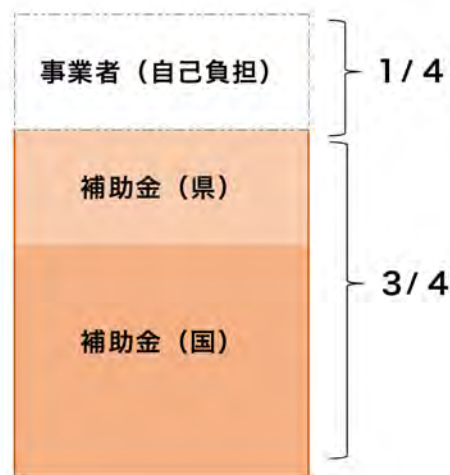
私はグループ補助金に関する業務を行うとともに、高度化スキームに関する業務を行いました。

グループ補助金を活用して施設又は設備を整備する際、グループ補助金の補助率の関係により、事業者の負担分（自己負担分）が発生します。その自己負担分について、無利子で貸し付ける制度が高度化スキームです。

高度化スキームは岩手県庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び公益財団法人岩手県産業振興センターの3つの団体により実施している制度であり、被災時から令和3年度末までに約180億円規模の事業費となり、多くの事業者利用されている制度です。



【グループ補助金交付決定までの流れ】



【補助率のイメージ】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

グループ補助金に関する業務は東京都職員や他の自治体職員からの応援職員が大部分の業務を行っていることもあり、人の入れ替わりが激しい職場です。これまで事業者と調整してきた内容を全て理解した上で話を進めるようにしなければ、これまでの話と齟齬が生じ、後に問題となる可能性があるため、その点について特に注意し業務を進めていました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

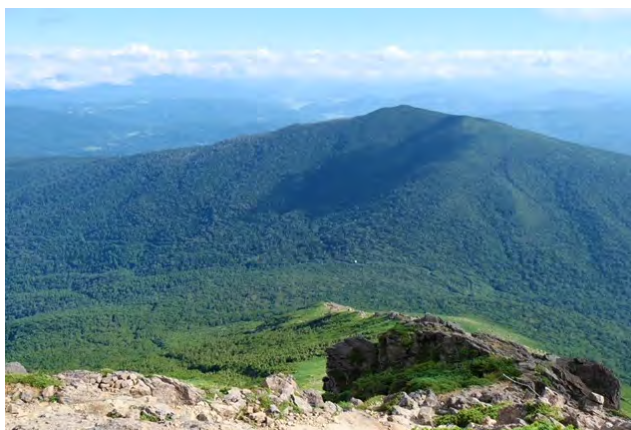
業務の一つとして、グループ補助金を利用して施設、設備を復旧した事業者を訪問することがあり、その際に、被災時の状況を聞くことが多くあります。聞きにくい内容のことも、被災者側からは知って欲しいという気持ちがあるからなのか、進んでお話してくれました。

また、関東圏のニュースで取り上げにくい、小さな復興関係のニュースも明るい情報としてテレビで目にすることが多く、一歩ずつ復興に向かっていると感じることができます。

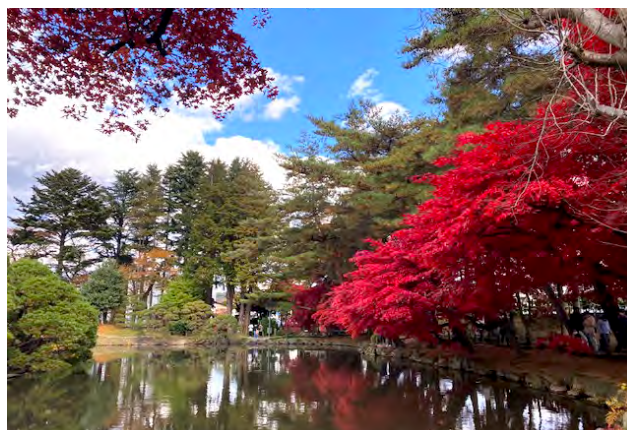
このように被災者の凄惨な体験や小さな復興のニュースを見聞きする機会を通じ、被災地との向き合い方を考えるきっかけとなりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

令和4年度、現在の所属においては、千葉県、新潟県、愛知県及び高知県から派遣された職員並びに岩手県のプロパー職員と共に日々業務を行っています。派遣職員の出身、経歴、年齢等多様で、東京都では関わることのなかった方々です。組織体制や仕事の進め方等が全く異なる職員と一緒に仕事を進めることは、東京都で行ってきた仕事の進め方を改めて見直す機縁となり、また、異なる価値観の中で仕事をするにより、自身の視野を広げることができました。これらは今後の都政に活かしていくことができる経験と考えています。



早池峰山からの眺め



公民館の紅葉



大船渡のさんま



宿舎から見た冬景色

産業再生等

植竹 清美（水道局）

派遣者自身が担当した業務概要

私は、東日本大震災のグループ補助金を適用した財産の「処分」（通称「財産処分」）に関する業務を担当しました。補助金を活用して復旧した補助財産は、それぞれの処分制限期間が経過するまでは適切に管理いただく必要があり、処分制限期間より前に処分（廃棄や譲渡等）する場合は手続が必要となります。このため、補助事業者の所へお伺いし、補助財産の管理状況に関する実態調査や、手続の案内、フォロー等を行いました。また、財産処分の総括担当として、破産した補助事業者に関連する業務全般を担当し、国、弁護士、裁判所の方々との調整を行いました。

加えて、東日本大震災等に関する補助金交付に関する一連の業務にも携わり、円滑な補助金の交付、新たな補助金の公募、審査等を実施しました。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

東日本大震災から約12年が経過し、補助金の交付よりも、財産処分に関する複雑な問題の対応や、財産処分に伴い発生する補助金の返還業務がメイン業務となっています。このため、業績不振の事業者へ返還を命じ心苦しく思うことや、返還金納付を拒む事業者の対応に頭を抱えることがありました。また、破産事業者の財産処分は、複雑かつ前例が無いことが多いため、事案整理に苦勞しました。慣れない業務に戸惑うこともありましたが、県職員や他県からの派遣職員の力を借りて、事案ごとに適切な対応を考えながら進めていきました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

嬉しいことは沢山ありましたが、補助事業者との関係で特に印象的だったのは、電話相談を受けた際に、「この電話をとってくれたのが植竹さんで良かった。」と言っていたことです。相手の方は、電話の冒頭はかなり憤慨していたものの、よくよくお話を伺うと、数々の辛い経験が積み重なっていること、補助金に対する誤解があったことがわかりました。最後は涙ながらのお礼をいただき、行政への誤解も紐解くことが出来たので、何だか私まで救われた気持ちになりました。一人ひとりに、それぞれの事情があることを忘れてはいけないと改めて感じるきっかけにもなりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が着任した岩手県経営支援課は、岩手県職員だけではなく、高知県、愛知県、千葉県、新潟県からの派遣職員とも一緒に働くことができる環境だったので、県ごとに異なる「考え方・当たり前」に驚きの連続でした。また、毎日のように新しい事業者と話し、国や弁護士、裁判所の方々と調整する中で、社会の捉え方が業種によって大きく異なることを学びました。当たり前のような話ですが、組織や業種毎にそれぞれのスタンスがあることや、それぞれの立場で、皆がその時その場でのベストを尽くしている、ということ強く実感した1年でした。

組織や業務規模が大きい都で目の前の膨大な業務に追われていると、時に、その業務の先にいる「人」のことが見えなくなってしまうこともあると思います。そんな時、どんな仕事にも必ず相手がいて、相手も一生懸命であることを思い出せたら、仕事への取り組み方が良い方向に修正できると思いました。相手に寄り添うことや、人と人とのつながりの大切にすることを、まずは私が大事にしたいと思います。

最後になりますが、岩手県庁の皆さん、他県派遣職員の皆さん、県内事業者の皆さん、その他一緒に仕事をしてくださった多くの方々、温かく岩手県派遣に送り出してくださった東京都の皆さんに、この場をお借りして、心からの感謝の気持ちを伝えさせていただきます。

本当に、ありがとうございました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私は、東日本大震災の教訓を所属局（東京都水道局）の課題解決に生かすべく、論文を執筆しました。執筆に当たり、約180名の被災者からアンケートを回答いただいた結果、①行政が災害用語の意味や機能を正しく広報する必要性、②平常時に行政が災害関連の広報を徹底すべきこと、③発災時は居合わせた人々で情報の共助を図ることが、行政による情報伝達よりも有効であることがわかりました。発災時により多くの人を救うためには、より多くの人々が事前に災害知識を備えておく必要があり、このためにも、平常時から行政が災害対策に関する広報を積極的に行っていくことが重要だと改めて痛感しました。



執務室にて(左が筆者)



職場旅行(前列左が筆者)

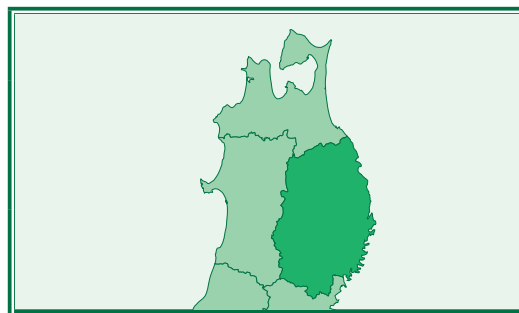
産業再生等

岩手県

商工労働観光部

定住推進・雇用労働室

岡 里美（教育庁）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

1 組織の目的・役割

- 「いわてで働こう推進協議会」の運営等を通じ、オール岩手で若者や女性の県内就業の促進を図ること。
- 働く意欲のある全ての者の就労を支援するとともに、柔軟で多様な労働環境の整備を促進し、誰もが希望に応じた新しい働き方・暮らし方を実現すること。
- 産業環境の変化や企業等のニーズに対応した人材を育成するとともに、企業等が行う職業能力の開発・向上を支援すること。
- 東日本大震災津波からの復興に向け、長期・安定的な雇用の創出と人材の確保、地域産業の振興に向けた雇用・労働環境の整備を図ること。
- 岩手で暮らす魅力を発信し、U・Iターン、移住・定住を促進すること。

2 組織図

定住推進・雇用労働室長	担当部署名	人員	主な業務内容
	特命参事兼 雇用推進課長	雇用推進担当 16名 ○うち会計年度任用職員 7名 ★うち応援派遣職員（東京都） 1名	県内就業の促進、若年者就業支援、 地域雇用対策、人材確保対策など
	特命参事兼 労働課長	労働担当 16名 ○うち会計年度任用職員 6名	労働関係指導、労働教育、労働関係調査、 認定職業訓練、技能検定、室内庶務事務など
	移住定住推進担当課長	移住定住推進担当 6名 ○うち他団体派遣職員 2名 ※他 東京事務所 特命課長 1名	U・Iターン促進、移住定住促進など

3 震災関連業務の内容

- 事業復興型雇用確保助成金の審査、認定業務
- 事業復興型雇用確保助成金の認定委員会業務
- 事業復興型雇用確保助成金の広報等対外活動、マニュアル作成
- 沿岸被災地の雇用状況等の情報収集
- 被災三県（岩手県・宮城県・福島県）間の連絡調整

【事業復興型雇用確保助成金について】

事業概要	安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的として、求職者の雇入れに係る費用及び住宅支援の導入等に要した費用を事業主に助成する事業
対象	東日本大震災津波で被災した沿岸12市町村（※）に所在する事業所 （※洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市）
種類	①雇入費…被災3県求職者（※）を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成（1事業所最大2,000万円まで） （被災3県求職者…平成23年3月11日において岩手県、宮城県、福島県で勤務または居住していた求職者） ②住宅支援費…求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に1事業所あたり年間最大240万を助成（最大3年間継続助成可能）
事業規模	令和4年度当初予算 約1億円 ※令和3年度実績（支出額）約8,500万円（全体数）113事業所 対象労働者数356人

派遣者自身が担当した業務概要

1 書類審査業務

事業者から助成金申請を受け付け、事業所情報、対象労働者、活用している産業政策等から対象の支給可否を審査し、支給認定額を決定します。また、支給認定となった事業所については、年度の終わりに実績報告として対象者の労働実績や賃金の支払い状況などを審査し、助成額を決定の上、支出を行います。事業者との直接のやりとりは分室の会計年度任用職員が行い、最終的な書類の審査については県職員が行いました。



執務室にて（右側が筆者）

2 広報活動

助成金の新規申請受付を周知するため、リーフレットやチラシを作成しました。その上で、沿岸12市町村の役所、商工会、ハローワーク等に訪問し広報活動を行いました。出張1回につき1泊2日で10か所まわり、それを3週連続で実施し、合計30か所程度訪問しました。新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながらでしたが、無事に計画どおり実施することができました。

また、県が管理運営する広報媒体への掲載、市町村や商工会が発行する広報誌への掲載を関係部署と調整の上行いました。



広報活動にて（奥が筆者）

3 その他の業務

- ・三県会議（岩手県・宮城県・福島県）における連絡調整等
- ・議会資料作成業務（沿岸地域の労働力確保に係る情報収集）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

1 法令知識の習得

審査業務をする際、労働基準法等の関連法令の知識が必要でした。4月の赴任当初、前年度の実績報告の時期なので、事業所から出勤簿や賃金台帳等が提出され、従業員が適正に働いているかを審査しますが、最初は書類を見ても全くわかりませんでした。その都度、法令根拠を調べたり、県職員に聞いたりする中で、出勤日数の計算方法や時間外労働の計算方法等の理解が進み、問題点を発見できるようになりました。

2 イレギュラー案件の対応

実績報告や継続申請（今年度も引き続き助成金を活用する際の申請）の際に、イレギュラーな案件が出てくることがあります。その際の考え方や助成金額の計算方法等、どのように判断すれば良いか、対応に苦労しました。過去のイレギュラー案件が事例集としてまとまっていたのですが、自分の考え方と異なる場合も多く、自分の考え方のどの部分が本助成金の取扱いにおいて不合理なのか、また、過去の判断が現在においても適用できるか等、一つひとつ丁寧に見ていく必要がありました。その分、時間はかかりましたが、県としての一貫性のある判断をすることができました。また、書類審査の数をこなしていくうちに、イレギュラーのパターンもわかってきました。

産業再生等

印象的なエピソード

1 復興に対する考え方、温度差の違い

昨年度は1年間、福島県で派遣職員として過ごしましたが、“同じ震災の違う課題の側面を学びたい”と考え、今年度の派遣場所は岩手県を希望しました。原発と津波という全く異なる課題を目の当たりにし、それぞれの県の震災復興関連政策の違いや県民の考え方等、学ぶことが多いです。

また、同じ岩手県内でさえ、沿岸地域の津波被害の規模は、県の北側と南側とで大きく違います。広報活動にて各自治体に伺う中で、ある地域では「もう復興という空気ではない。」と仰る方がいる一方、別の地域では、「復興はまだまだ。ここからまたどんどん盛り上げていきたい。」と語る方がおり、震災への感覚が違うことを肌で感じました。

東京で震災のことを知るとなると、いくら情報は拾えても、現地で感じる一次情報に勝るものはないと改めて感じ、現地に出向く大切さを実感しました。

2 人との出会い、つながり

とにかく人との出会いに恵まれた1年でした。

同じ都職員でも、東京で働いていたら出会うことがなかったかもしれない他局の方と、同じ派遣職員という境遇で親しくなり、また県職員や他県からの派遣職員の方々ともつながりをつくれることは、派遣職員の醍醐味ではないかと思います。特に、県庁チームとして盛岡さんさ踊りに参加したり、都派遣職員と盛岡フルマラソンに挑戦したり、もちろん岩手の美味しいグルメに舌鼓を打ったりと、岩手でしかできない体験を共有できたことはとても印象深いです。

職場内に限らず、街を散策し、常連のお店をつくったり、ひよんな縁から仲良くなった人と遊んだり、素敵な人たちとの出会いが盛岡での生活に彩りを添えてくれました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

事例集（対応記録の残し方）

書類の審査等に当たり、様々なイレギュラー案件が発生し、その都度判断の必要があります。その際、岩手県では、案件の概要と問題点、その対応案等を書面に整理し、課内決裁をとった上で事例集としてExcelで管理しています。書面で問題を整理し、課内に共有することで、共通認識を持ちながら判断を下すことができますし、後々同様の案件が発生した場合、過去の記録と照らし合わせて一貫した書類審査を行えます。実際に、何度もその事例集が審査中に役に立ちました。

また、行政職は異動がつきものなので、属人化を防ぐためにも、ひと手間かけて書面を残すことは、有用な手段だと思いました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

津波てんでんこ

三陸地方における津波からの避難についての合言葉です。

“津波てんでんこ”とは、「津波が来たら、いち早く各自てんでんばらばらに高台へ逃げろ」という古くからの言い伝えで、釜石市では、この精神が津波防災教育の基本となって、子どものうちから津波が来た時に一人でも避難できるように知識を学んでおり、避難所マップづくりや避難訓練等によって普段から防災意識を高めていました。その教育が活かされ、震災時、釜石では、地域の小中学生が速やかに高台に避難し、全員が助かることができました（「釜石の奇跡」）。

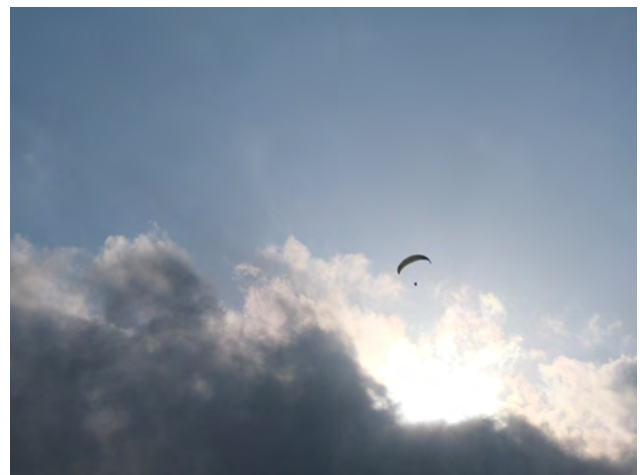
東京都では、首都直下地震が30年以内に約70%の確率で発生するとされています。その被害を最小限に抑えるためには、起こりうるシナリオをイメージしてBCP策定はもちろん訓練や備えをしておくこと、そしてそれを人々の共通認識として浸透するまで情報発信や教育を推進することが重要だと考えます。

○ 最後に

昨年度は福島県、そして今年度は岩手県にて、合計2年間を被災地派遣職員として東北の地にお世話になりました。東北に縁もゆかりもなく赴任しましたが、今では各地に素敵なつながりができ、私にとっての大切な場所となりました。快く受け入れてくださった現地の皆さんはもちろん、東京都のサポート体制のお陰で、充実した日々を過ごすことができました。この場を借りて深く御礼申し上げます。



2022ミスさんさ踊りの5人と（中央が筆者）



パラグライダー@安比高原



岩手山登頂（標高2,038m）



煙山ひまわりパーク@矢巾町

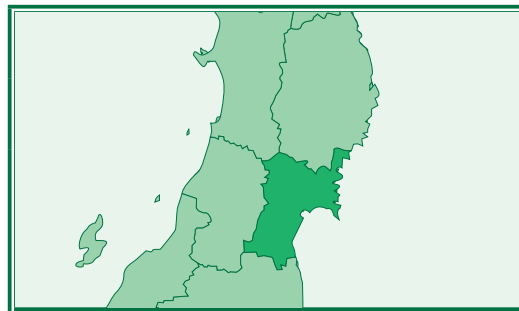
産業再生等

宮城県

経済商工観光部 企業復興支援室

上寺 洋平（中央卸売市場）

佐々木 陽太（福祉保健局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

①組織の目的

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）及び被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）を実施しており、東日本大震災、令和元年台風 19 号、令和 3 年福島県沖地震、令和 4 年福島県沖地震により被災した中小企業者等の施設及び設備の復旧を支援している。

②組織の規模

宮城県職員	派遣職員	会計年度任用職員	合計
12 名	4 名	2 名	18 名

※派遣職員内訳（令和 4 年 12 月現在）

愛知県 1 名、新潟県 1 名、東京都 2 名

③実施事業の概要

ア）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

東日本大震災等の災害により甚大な被害を受けた地域において、複数の中小企業者等から構成されるグループの復興事業計画を県が認定し、国と県が支援することで、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧・復興の促進を目的とする事業である。

本補助金は、被災した施設・設備の復旧に必要な費用の一部を補助するもので、補助率は最大で 75% である。この補助率については、他の補助金と比較しても非常に高く、これまで被災地の中小企業等の復興に大きく寄与してきた。

平成 23 年度から開始し、令和 4 年度の第 29 次認定までの交付決定事業者数は 4,485 者、交付決定額は約 2,820 億円である。令和 4 年度までに第 30 次公募まで実施した。

イ）被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

グループ補助金等を活用して復旧・復興を目指す中小企業等に対し、事業費の自己負担分を上限に、無利子貸付を行う事業である。中小企業者の経済的な負担を抑えることで、県内産業の復旧・復興を支援している。

実際の融資に当たっては、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて貸付を行っている。

上寺 洋平（中央卸売市場）

派遣者自身が担当した業務概要

グループ補助金に係る公募受付や認定審査、補助金の交付、財産処分等を担当している。担当事業者数は約 500 者（事業完了済みを含む。）に上り、主な所在地は気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、塩釜市等、広く県内沿岸部に渡っている。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

①補助金の申請受付

本グループ補助金制度については、立ち上げから 10 年以上経過しており、様々なケースに対応してきた結果、補助金申請から実績報告まで細かなルールが定められ、事業者にとっては理解しにくく申請が困難となっている部分もある。

そのため、申請の意向がある事業者には丁寧なヒアリングを行い、申請要件に合致する補助対象物があるかどうかなど、申請できる状況にあるか確認する必要があった。

また、本来であれば補助金は申請主義であるが、本補助金の意義は震災からの復興であること、事業者の多くは補助金の申請に不慣れであることから、補助金申請に係る必要書類の提出については、事業者の目線に立って丁寧な対応を行い、事業者の補助金申請につなげられるよう心掛けた。

②補助金の交付

事業者から実績報告を受け、現地調査や書類審査を実施し、補助金交付となるが、調査の過程で交付決定を受けた内容と異なる内容で補助財産を復旧したり、補助対象外経費を多く含む形で復旧を行ったりするなど、補助金が減額されることが判明するケースもあり、事業者の納得、理解を得ることに苦勞することがあった。

また、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢の影響に伴い、物流の停滞や、半導体をはじめとした資材の供給不足等が発生し、工事が遅延し年度内に事業完了の目途が立たなくなってしまったケースもあった。

このような事業者の責めに帰すことができない案件に関しては、逐一上司や同僚と情報共有を図りながら、できるだけ事業者の救済が可能となるような対応を行うよう心掛けた。

③財産処分

補助金で取得した財産を処分する場合は、あらかじめ国及び県の承認が必要となる。

理由によっては補助金の返還が必要となるが、小規模な事業者については、制度を理解しているとは言い難く、承認を得る前に補助財産を処分してしまい、後々補助金返還が必要であることが発覚するケースがあった。

また、長いものだと補助金の交付から 10 年以上が経過し、事業者を取り巻く経営環境も大きく変化していることから、補助財産の使用に当たっても、当初想定されていた用途から変更したいなど、相談件数は年々増加しており、内容も複雑化している。

複雑化し、前例のない処分については、県庁内の協議はもちろん、国との協議も必須である。財産処分の大原則としては、一度補助金で整備した施設・設備は、処分制限期間が過ぎるまで、当初の使用目的を変更して使用してはならない、というものであるため、会社存続のために何とか活路を見出そうと事業転換を希望するという事業者のスタンスとでは、議論がかみ合わないことが多く、国を納得させるだけの材料や資料を用意するのに苦慮した。

上記の難しさを踏まえつつ、財産処分のルールの中で、可能な限り事業者に寄り添った取扱いが

産業再生等

行えるよう、国へ柔軟な対応を求めて交渉を行うも、事業者の期待に沿う結果が得られないことも多く、制度の壁の前に力不足を実感する場面も多々あった。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

補助金支払前の現場での履行調査の際、事業者から被災時の体験談を聞く機会があった。当時の被災状況について、自分が報道で知った状況とはリアリティが大きく異なる実体験として聞かせていただき、当時の状況の苛烈さを感じるとともに、もし今後、東京で激甚災害が発生した場合、公務員として自分は何をすべきかと考えさせられた。

また、事業者の補助金申請について、不慣れな事業者に対して丁寧な対応を心がけ、無事申請を受理することができた際には、事業者から感謝され、自身もやりがいを感じることができた。

組織全体で言えば、東京都以外からも派遣されている職員がおり、他県の業務のやり方を学ぶことができ、非常に勉強になった。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

グループ補助金の交付関連事務について、本制度は震災からの復旧のための補助制度であり、一般的な補助金制度とは様々な面で異なるということを感じた。一般的には、補助金交付申請に必要な事務手続を役所が丁寧にフォローすることはなく、長期にわたる補助制度もあまり例がないが、本制度の場合は被災者救済のためにイレギュラーな対応を行っていると感じた。裏を返せばそれだけ、東日本大震災からの復旧には時間と費用を要したということではないかと思案する。

上記から、イレギュラーな対応を行うには、原理原則をきちんと理解することが非常に重要だと感じた。そのため、今後、自身が東京都で業務を行っていく上で、様々な変わった業務に向き合う時は、原理原則を理解した上で業務を行っていきたいと思う。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

グループ補助金の運用及び財産処分の問題に関して、制度立ち上げの際はあまり危惧されていなかったと思われる。十数年経過すれば補助金が入った資産については、当初の想定から異なる使い方や処分を検討することは理解できるため、今後都でも同じような制度を活用する場合は、数年スパンではなく数十年スパンでの運用方法を検討する必要があると感じた。

先行する他県の事例に学び、既に顕在化している課題を認識した上で運用について検討することが必要だと考える。

佐々木 陽太（福祉保健局）

派遣者自身が担当した業務概要

グループ補助金に係る補助事業認定審査、補助金交付、事業履行調査及び財産処分手続を担当している。担当事業者は約 480 者（東日本大震災分：約 450 者、令和 4 年福島県沖地震分：約 30 者）（事業完了済みを含む。）分に上る。担当地域は東日本大震災分では宮城県沿岸部である石巻市、気仙沼市、塩竈市、松島町等を中心に担当しているが、令和 4 年福島県沖地震グループ補助金においては宮城県内陸部の登米市、大崎市、角田市等に所在している事業者も担当している。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

①補助事業認定審査、補助金交付、事業履行調査

グループ補助金の制度内容や交付条件等が複雑であるため、事業者から提出される補助事業（施設・設備の復旧工事内容等）が制度要件に合致していない場合があり、内容を慎重に確認する必要があった。また、復旧内容は事業業種によっても大きく異なるため、補助内容の可否を杓子定規で決められるものではなく、個別の被災状況を鑑みる必要があった。そのため、同僚や上司と都度ミーティングを行い、制度解釈を整理するとともに、不足情報があれば実際に被災現場を確認し、復旧施設・設備の必要性を確認するように心掛けた。

私自身も補助金関連の業務に従事したことがなく、赴任当初は手探りしながら業務を進めており、他の担当者と認識違いや判断基準がズレないように心掛けた。

②財産処分手続

財産処分手続においては、補助取得財産の処分（譲渡・貸付・転用・交換・取壊し・廃棄・担保設定等）を行う際に、あらかじめ県と国の承認の基で行う必要がある。東日本大震災から既に 12 年近く経過し、グループ補助金を利用した事業者のほとんどは事業完了をしているが、取得財産制限期間は建物では長期間（20 年から 50 年程度）で設定されているため、需要や情勢の変化に合わせた事業転換を一部制限している側面がある。事業者の柔軟な事業運営を妨げない方法を検討し、国と協議を重ねるが、事業者の意向に沿う回答ができない場合があり、丁寧な説明と制度理解を求めることに苦勞している。



事業者（飲食業）の被害確認視察
（令和 4 年福島県沖地震分）



事業者（製造業）の復旧設備
（東日本大震災分）

産業再生等

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

宮城県では、東日本大震災のみならず令和4年福島県沖地震等の別の災害で再び被災する事業者も多く、その度に大切な家族や日常を奪われた。しかし、災害で傷つきながらもすぐに再建を目指す姿勢に、私自身が勇気をもらい、一層身を引き締めて支援業務に取り組むきっかけとなった。

また、グループ補助金のお陰で会社を再建することが出来たとお礼の言葉をいただいた際には、改めて被災地支援が地域振興に貢献出来ていることにやりがいを感じている。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害の発災当初は、迅速な復旧・復興のためにやむを得ず業務フローが未成熟なまま運用を開始することが多い。グループ補助金制度においても制度創成に伴う混乱を経て、煩雑な書類が業務フローに組み込まれており、効率的な業務遂行を阻害しているケースがあった。制度創成と災害に伴う混乱の下で、最初から効率的な業務フローの確立は困難であるが、混乱期を脱した際により効率的な運用のために業務フローの修正を行うことが必須であると考えており、過去の手順から常に変化を心掛け、業務効率化に取り組んでいきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

グループ補助金を通じて中小企業者の復旧復興を後押ししてきているが、事業者からは各沿岸地域の人口減少と働き手不足を嘆く声を多く聞く。復興・創生期間を終え、防潮堤や道路等のインフラ建設は、ほぼ完了に近づいているが、地域存続・振興に係る部分については、継続支援の必要性を感じている。

東京都では都心以外にも島しょ部の被害を想定しており、各地の地理的条件も異なるため、持続可能な地域復興の在り方は、地域の特色・文化に合わせて柔軟に考えていくことが肝要であると感じた。



派遣自治体職員間の芋煮交流会

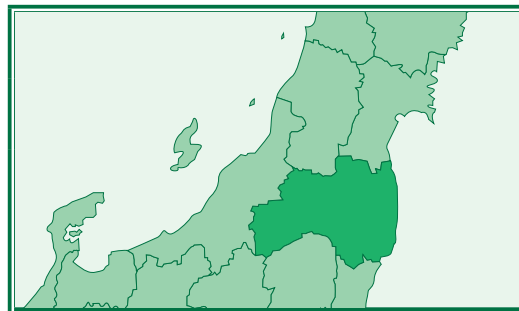


紅葉シーズンの鳴子峡

福島県

商工労働部 経営金融課

井戸川 貴章（建設局）

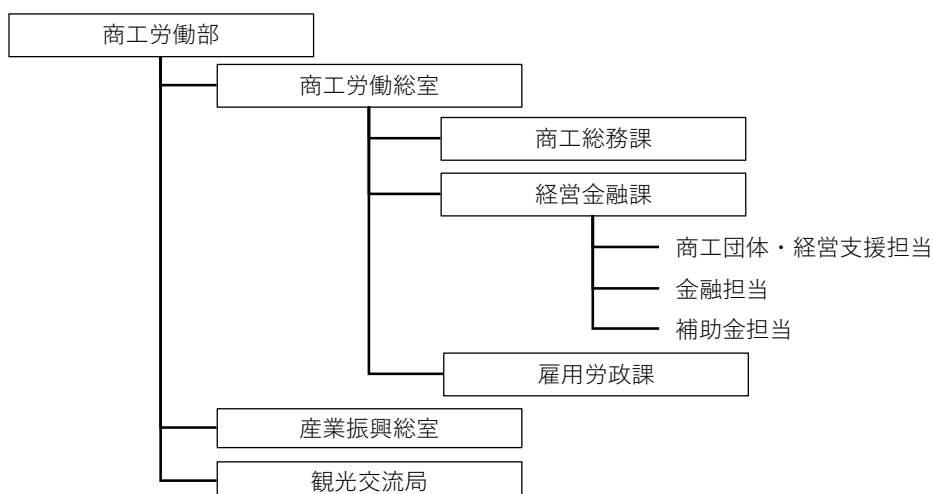


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

商工労働部は、商工労働総室及び産業振興総室の2つの総室と観光交流局により構成される400人規模の組織です。商工労働総室は、商工業振興全般を所管しており、経営金融課のほか、部内の総合企画調整を行う商工総務課及び雇用対策等を行う雇用労政課により構成されています。

このうち、私の所属している経営金融課は、中小企業者等に対する経営支援や貸付金等による金融支援、被災事業者の事業再開・継続支援など、福島県内の中小企業振興全般を所管しています。

令和4年12月1日現在、自治法派遣職員は東京都1名、埼玉県1名の計2名が在籍しています。



【経営金融課 事務分掌】

- ・商工会及び商工会議所、小規模事業者支援法に関すること。
- ・中小企業等協同組合に関すること。
- ・中小企業等復旧・復興支援事業に関すること。
- ・中小企業制度資金及び機械貸与事業に関すること。
- ・福島県信用保証協会に関すること。
- ・中小企業高度化資金に関すること。
- ・貸金業に関すること。
- ・中小企業の二重債務問題に関すること。
- ・被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金に関すること。
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に関すること。
- ・福島相双復興官民合同チームに関すること。
- ・原子力災害被災事業者事業再開等支援事業に関すること。
- ・原子力災害被災地域創業等支援事業に関すること。
- ・中小企業の事業承継に関すること。
- ・ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業に関すること。等



経営金融課補助金担当が勤務する
チェンバおおまち

産業再生等

派遣者自身が担当した業務概要

私は、主に以下の2つの補助金に関する審査、交付決定、実績確認等一連の業務を担当しました。

◆中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

目的	東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することで、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。
補助対象者	津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者
要件	①複数の中小企業等から構成される集団（中小企業等グループ）であること、かつ、 ②サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループの構成員が東日本大震災等の影響を受け、グループ機能に重大な支障を生じていること。
補助対象事業	倉庫、生産施設など目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設、復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの、等
補助率	中小企業者は補助対象経費の3/4以内、中小企業者以外は補助対象経費の1/2以内

◆福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金（事業再開補助金）

目的	原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村内（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び12市町村外（福島県外を含む。）において、原子力被災事業者が、認定経営革新等支援機関の確認を受けた事業再開等計画に基づき、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的とする。
補助対象者	12市町村で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人
要件	①12市町村内において事業再開（原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合、又は ②原子力災害後休業していた者又は休業していたとみなせる者で、12市町村外において事業再開等を行う場合
補助対象事業	施設・設備の整備・修繕、宿舍整備（要件①の場合のみ）等
補助率	原則要件①の場合3/4、②の場合1/3。ただし、事業再開する地域の要件等により補助率が引きあがるケースがある。
補助対象経費の限度額	1,000万円。ただし、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が確認した場合等、補助対象経費の限度額が引きあがるケースがある。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

◎担当業務の増加

赴任当初は、グループ補助金のための担当でしたが、令和4年3月に発生した福島県沖地震に係る補助金業務にも課内で取り組む必要があったことから、事務分担の変更により年度途中から事業再開補助金も担当することとなりました。担当が変わってすぐに補助金の審査会があり、短期間で補助制度等を把握することなどに苦労しました。

◎審査の困難性

事業再開補助金の申請では、個別のヒアリングは原則行わないため、補助の必要性等を事業計画書などの提出書類から読み取り、補助事業の採否を判断していく必要があります。しかし、書類の提出に慣れていない事業者も多くおり、記載内容の解釈・判断に苦慮しました。加えて、補助対象となる事業や経費が多岐にわたったため、対象経費の精査にも苦労しました。

また、事業再開補助金の原資が国庫であることから、補助金審査や運用面で疑義等が生じた際に経済産業省との調整を行いました。令和4年度は、令和5年度に向けて運用変更の協議も行うなど例年以上に調整する事項が多くありました。都度、上司や担当内職員と相談し対処していくことを心掛けました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

◎補助事業の効果を実感

令和4年度は、事業再開補助金を対象として会計検査院の現地検査が行われました。現地を訪れた際に、補助事業の効果が発揮され、被災地域の復興に貢献している状況を自身の目で見ることができました。また、事業者の方の生の声を聞くこともできました。私が直接補助金交付等に関わったわけではありませんが、担当している補助金の重要性を改めて感じさせる経験でした。「補助金をもらえて大変助かっている」という感謝の声をいただいたときは、業務に対するモチベーション向上につながりました。



事業再開補助金を活用した工場

◎困難案件の対応

補助金額の確定の段階では、書類の作成に不慣れな事業者が多いため、内容が不十分で補助金の支払いができなくなる可能性がある案件もありました。各種規程類の参照や県の法務部門、国等との協議を経て無事に支出することができた時はほっとしました。

一方で、残念ながら廃業等により財産処分を行うことになる事業者も一定数います。課内にも財産処分専門の担当職員がおり日々対応をしています。補助を受けた事業者が営業を継続することで被災地域の復興・生業再建につながってほしいと思います。

産業再生等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

◎イレギュラー案件への対応

平成28年度から始まった事業再開補助金ですが、過去からの事例蓄積では判断できない案件を処理することがありました。その際は、規程や類似事例を基に解決策を検討し、上司や国とも協議しながら解決を図りました。前例踏襲では対応できないことに対処した経験は今後、都で業務を行う際にも役立つと思います。

◎福島県職員、他自治体派遣職員との交流

業務中のみならずプライベートでも福島県職員や他の自治体から派遣された職員と交流することができました。様々な考え方や他県の状況・施策を知るきっかけともなり、貴重な経験となりました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

◎職員の受入体制

東京都で災害が発生した場合も、他の自治体からの応援職員を受け入れることになると思います。東日本大震災から10年以上が経過し、福島県では自治体派遣職員の受入体制が確立している印象を受けました。発災直後、支援受入側は大きな混乱が生じることが想定されます。発災前から福島県など他県の事例を検証し、受入体制をシミュレーションしておくことで支援を受ける側の発災直後の混乱を一定程度抑えられるのではないかと思います。



執務室での筆者



研修で南相馬市を視察

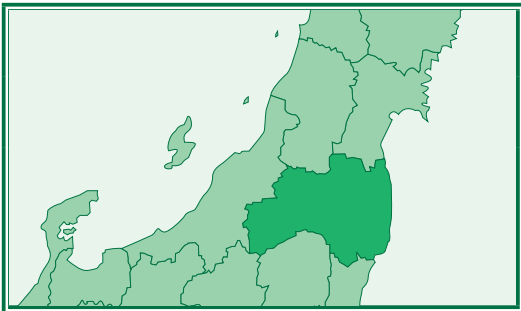


初夏の磐梯山

福島県

商工労働部 雇用労政課

松本 健太郎（教育庁）



職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

◇組織目標

商工労働部は、県内の商工業振興全般を所掌する組織であり、商工労働総室、産業振興総室及び観光交流局で構成されます。そのうち、商工労働総室は、私の所属する雇用労政課のほか、部内の企画調整を行う商工総務課、県内中小企業等の経営支援や金融支援等を行う経営金融課で構成されます。

雇用労政課は、労働者のライフスタイルに合った働きやすい職場環境づくりの推進、雇用機会の創出や就職に向けたマッチング機会の提供等による若者、女性、障がい者、高齢者等の多様な人材への就労支援を主な目標としています。



◇組織の規模（雇用労政課）

県職員 13 人（課長 1、主幹兼副課長 1、主任主査 2、主査 1、副主査 4、主事 4）
自治法派遣職員 2 人（埼玉県 1、東京都 1）
会計年度任用職員 6 人（専門員 3、事務職員 3）
労働相談員 2 人

◇組織の内容（雇用労政課）

労政担当	女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発など働きやすい職場環境づくりに関すること。
雇用担当	県内外の学生の県内就職支援や、就職氷河期世代、障がい者等多様な人材の雇用促進など県内産業を支える人材確保・定着に関すること。
助成金担当	ふくしま産業復興雇用支援助成金に関すること。

産業再生等

派遣者自身が担当した業務概要

【ふくしま産業復興雇用支援事業（助成金事業）】

震災復興を目的とした補助金又は融資により、設備投資を行った県内企業に対し、新たに被災求職者を雇用した際の人件費や住宅手当等に係る費用の一部を最大3年間助成するものです。

沿岸地域を中心とした人手不足への対応のため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、雇用面からの支援を行うことで復興の推進を図ることを目的としています。

平成23年度から開始された事業で、今年度で12年目を迎えます。厚生労働省からの交付金を原資とした県の基金により運用されています。

① 制度設計及び周知業務

本事業は、毎年度厚生労働省から示される実施要領に基づき行われますが、よりきめ細やかな支援を行うために、少し複雑な助成金制度となっています。加えて細かい要件や規定が変更になることもあり、実際に御利用いただく県内企業の方にとっては難しい仕組みとなっています。

県としては、国の方針を正確に運用することを前提として、より利用しやすい制度とするため、丁寧な制度設計及び周知業務を行う必要があります。

具体的な業務内容としては、県要綱の改正、手引きや申請様式等各種関係書類の改正、ラジオ広報等を行いました。

② 支給決定及び実績報告に係る審査業務

助成金の支給決定審査及び支給要件を継続しているかの実績確認審査を行いました。

震災当初から件数は減少しているものの、いまだに多くの新規申請があり、連日のように企業からの問合せもあります。

企業の状況によっては、複雑になるケースも多いため、厚生労働省や同様の制度を運用している宮城県、岩手県とも連携しながら、正確かつ丁寧な審査を実施する必要がありました。

③ 現地調査

助成金の適正かつ効果的な活用に資するため、平成30年度より直接企業を訪問して、申請関係書類の確認等による適正確認を実施しています。

今年度は、平成27年度及び平成28年度に助成金を申請した事業所のうち無作為に抽出した252社を訪問する計画のもと、調査を実施しました。

また、助成金の調査と合わせて、企業の景況感や業界動向を把握するためのヒアリングも実施しました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

現地調査やお問合せの際には、企業の方からは私のことを当然福島県庁の職員として接していただけるのですが、震災後福島で起きていたことからちょっとした地名まで、福島に住んでいれば当たり前に分かる話が分からず、お話についていくことができないことがありました。

業務内容には直接関係ない場面もありましたが、産業復興の一つとして中小企業の支援に携わるからには、企業が今直面している課題や業界情報も含め、福島のことをもっと理解し、円滑なコミュニケーションを行う必要があると考え、福島県で発行されている地方紙や雑誌を読むようにしました。

今福島に住む方は何を問題としていて、どのように考えているのかが少しずつ把握できるようになってからは、会話もスムーズに進むようになり、より寄り添いながら対応させていただけるようになったと感じています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

助成金の活用状況をお伺いした際に、「この助成金のおかげでだいぶ助けられている」と言っていた際にはやりがいを感じました。加えて、「このおかげで人を増やすことができ、従業員にとっても働きやすい職場を整備することができ、会社の規模も拡大できた」など具体的にその企業の取組を教えていただいた時は、自分の業務が復興の一助になっていることを直接感じる事ができ、大変嬉しく思いました。

また、現地調査では多くの企業を訪問するため、その企業を目にしたり耳にしたりする機会が多くあります。そんな時に、実際にお話しした企業の方の復興や今後の福島への思いを思い浮かべて応援できることは、この担当でしかできないことと感じました。



福島県庁の公用車

現地調査は、県内全域へ公用車で出張します。
多くの市町村へ訪問できたことは福島を知る良いきっかけになりました。



大熊町の様子

いまだ町の半分が帰還困難地域に指定されている大熊町。震災の爪痕は依然として残っています。

産業再生等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

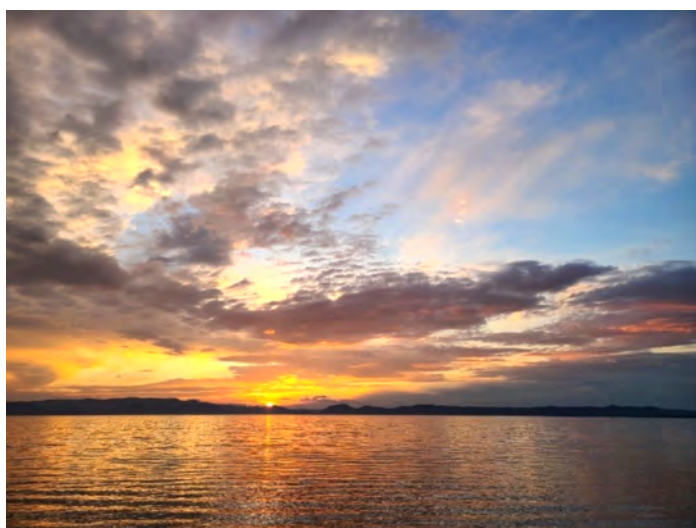
福島県では、県民、事業者、県職員などが垣根を越えて、みんなで福島をよりよくするにはどうすればよいか議論し、協働して前進させていこうという雰囲気が醸成されていることを感じる機会が多かったです。東京都で働いていた時はあまり感じたことのなかったこの一体感のようなものは、新鮮な感覚でした。これは、県民全員で大きな困難に立ち向かった経験も理由の一つにあるのかもしれません。ただ、それ以上に、福島県職員が「現場主義」を徹底し、市町村等との情報共有を行いながら、県民の声をなるべく多く集め、対話を行っている成果であると考えます。

東京都は人口が多く、組織も大きいため、どうしても都民とのやりとりが限られてしまう場面があります。しかし、そんな時こそ福島県庁の勤務で改めて認識させていただいた「現場主義」の重要性を忘れずに、職務に励みたいと考えています。

最後になりますが、一年間の派遣業務期間において、多大なる御支援をいただきました福島県の皆様に感謝申し上げます。

短い期間ではございましたが、仕事だけでなく、私生活でも福島の素晴らしさを教えていただき、充実した日々を過ごすことができました。

この貴重なご縁を大切にしながら、引き続き福島県と東京都の連携を継続できればと思います。



秋の猪苗代湖

磐梯山のふもと湖畔では、雄大な自然を感じながらキャンプやサウナも楽しめます。



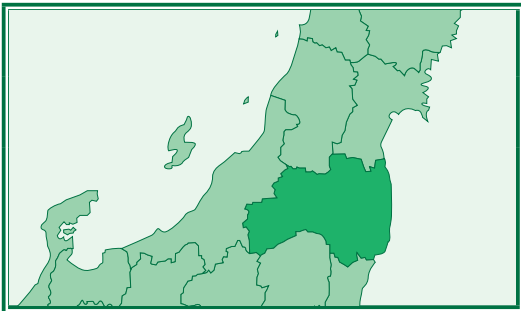
県産品の桃

福島県の桃は甘みが強く身が引き締まっているのが特徴です。多くの品種が生産されており、食べ比べも魅力の一つです。

福島県

農林水産部 農産物流通課

大木 浩介（交通局）
蜂谷 りり（生活文化スポーツ局）



職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

■組織の目的

震災から12年目となる現在も、一部の県産農林水産物の市場価格は震災前の水準に戻らず、また、購入をためらう消費者が一定数存在する等、風評の影響が残る現状があります。

このような状況を踏まえ、農産物流通課では、県内外の消費地に対する魅力のPRや、失った販売棚の回復を目指す販路拡大業務などの展開を通じて、「ふくしまブランド」を再生・構築し、県産農林水産物の競争力を強化することを目指しています。

■配置人員

所属	福島県職員	自治法 派遣職員	人事交流職員 （浅川町）	会計年度 任用職員	合計
人数	24名	3名	1名	1名	29名

【自治法派遣職員の内訳】東京都2名、新潟県1名

■業務内容

担当	役割	内容
消費担当	・ 予算・庶務・議会 ・ 県産農林水産物の消費拡大 ・ 地産地消の推進	・ 県産農産物の地産地消の推進（旬の食材等活用推進事業、農林漁業体験支援事業ほか） ・ 県産米のPRキャンペーンクルー「ライシーホワイト」の派遣
流通担当	・ 県産農林水産物の流通対策 ・ 風評対策	・ 全国各地の量販店・百貨店で「ふくしまプライドフェア」と銘打ったPRイベントを開催 ・ 新ブランド米「福、笑い」のブランド化推進 ・ 新ブランドいちご「ゆうやけベリー」のブランド化推進
販路拡大担当	・ 県産農林水産物の販路拡大	・ 首都圏事業者向けオンライン商談会や産地視察の実施 ・ オンラインストアによる販売促進 ・ テレビCM等による情報発信

産業再生等

大木 浩介（交通局）

派遣者自身が担当した業務概要

福島県産農産物の販路拡大を目的とした各種業務に携わりました。

以下は業務の一例です。

①米穀店を対象とした福島県産米の営業活動

原発事故をきっかけに失われた福島県産米の販路を取り戻すため、名古屋市及び周辺地域の米穀店を地道に訪問する営業活動を行い、福島県産米をお取り扱いいただけるよう働き掛けました。併せて、福島県産米の魅力を分かりやすく説明するためパンフレット等の制作を行いました。

②小売店での福島県産農産物フェア

全国各地の小売店に御協力をいただき、「ふくしまプライド。」というフレーズで福島県産農産物（桃など）のフェアを毎年実施しています。私は、中京地区に店舗を持つ企業との調整を担当しました。

③中央卸売市場での知事トップセールス

大都市圏の市場関係者に福島県名産の桃や夏野菜をPRするため、知事等によるトップセールスを毎年実施しています。私は、大阪市の中央卸売市場におけるトップセールスの調整を担当しました。

④GI（地理的表示）農林水産物のPR及び販路開拓

GI（地理的表示）保護制度（※）を活用した県産農林水産物のPRや販路開拓を促進するため、県内のGI産品を紹介する特設サイトの制作や、登録が見込まれる品目についての情報収集等を行いました。併せて、晴れて登録となった産品の関係者が県庁へ表敬訪問するに当たっての調整を担当しました。

※ GI 保護制度：地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を知的財産として保護する農林水産省の制度

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

農林水産物を取り扱う事業者においては、品目や業種により固有の商慣行が存在します。米穀店や小売店、また庁内の関係部署等との連絡調整に当たって、当初は専門用語の意味や相手の意図が分からず苦労することが少なからずありました。

流通関係の入門書等を購読して体系的な知識の習得を図るとともに、やり取りの中で分からなかったことは臆せずその場で尋ねるなどして、齟齬が生じないように努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

米穀店を訪問した際に「福島県産米の安全性や美味しさについては当店としては重々理解しているが、取引先がためらうので入荷は難しい」との声を多数いただきました。

福島県産米はモニタリングによる放射性物質の検査を実施し、基準値を超過する米は近年発生していません。食味ランキングで毎年最高位の「特A」を獲得するなど、味の良さも折り紙付きです。しかし、安全・安心の担保や美味しさのPRのため懸命に続けてきたこれまでの取組も一部消費者にはまだまだ認知いただけておらず、東西に広大な県土が「福島」の名のもと一括りで「原発事故」という烙印を押されてしまう状況が今なお残ることに強い憤りとやるせなさを感じました。

その一方で、はるばる訪問したことを店主が意気に感じ、福島県産米の取扱いに前向きなお話をいただいたときの喜びは格別でした。ある米穀店は当初風評を気にされていましたが、自分なりの言葉で懇々と働き掛けたことが功を奏してか、晴れて県産米の取扱いが決まり、店舗のチラシでもおすすめ商品として取り上げていただきました。

ここからはプライベートの話になりますが、高校卒業以来 10 年ぶりに福島県民として生活した 2 年間は、地元の魅力を再発見する一方、抱える課題とも真摯に向き合うきっかけとなりました。

私の職場であり、暮らしの場でもあった県都・福島市に関していえば、春の花見山と残雪の吾妻連峰とが織り成す風景の雄大さ、まちのシンボルとして鎮座する信夫山、初夏から初冬までリレーしながら食卓を彩り続ける旬の果物、市街地の程近くに連なる名湯の数々、これら全てが他の都市にない大きなセールスポイントであり、外部から移住者や関係人口を呼び込むきっかけになると感じました。飲食店など、新参者の私も朗らかに迎え入れてくれる街の人々のあたたかさも見逃せない魅力です。その一方、コロナ禍をはじめとした様々な影響が重なって賑わいが失われ、空地が目立つ市街地を歩いていると、将来もっと多くの人が行き交う福島になってほしいと切に感じました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都庁では予算・決算などの経理畑に長く在籍していたので、多種多様な民間事業者と連絡調整や交渉を重ねる農産物流通課の業務は、今まであまり経験したことのない緊張感に満ちあふれ、とても充実した日々を過ごすことができました。提案などのコミュニケーション能力や、いわゆる「ロジ」の段取り能力が業務の中で培われ、今後の都庁でのキャリアにも生きてくると確信しています。業務の性質もあってか明朗快活な同僚の方が多く、時折冗談など飛ばしながら和気あいあいと勤務させていただきました。

末筆ではございますが、私が福島県庁での二年間を大過なく健康に過ごすことができたのは、支え励ましてくださった方々の存在あってこそそのことに他なりません。不慣れな私の拙い質問にも快く答え、指導してくださった福島県庁の方々、公私にわたりいつも笑顔でサポートしてくださった被災地支援福島県事務所の方々、派遣に関する調整やバックアップに力を尽くしてくださった総務局被災地支援課の方々、そして入都以来私を育て、時折帰庁した際にも毎回温かく迎えてくださった交通局の方々に、心から御礼を申し上げます。



都内のおむすび店における県産米PRイベント
(左が筆者)



お気に入りの読書スペース
(飯坂電車の廃車両を改装！)

産業再生等

蜂谷 リリ（生活文化スポーツ局）

派遣者自身が担当した業務概要

○ミスピーチキャンペーンクルーに関する業務

ミスピーチキャンペーンクルーは、福島県内で収穫される果物について、産地間競争に対応し消費拡大と産地銘柄の確立を図るため、全国各地でPR活動をしている、キャンペーンスタッフです。私は、本クルーを、福島県が主催する各イベントへ派遣するための調整業務を担当しました。また、今年度新たに選考で選ばれた10名のクルーが、福島県知事を表敬訪問する際の準備も担当しました。

○百貨店における県産農林水産物等の販売促進活動

県産農林水産物の主要な消費地である首都圏の百貨店において、桃をはじめとする福島県の旬の農林水産物等の販売促進活動業務を担当しました。新米の時期には、福島県知事によるトップセールスの調整も担当しました。

○農林水産祭「実りのフェスティバル」における県産農林水産物等の販売促進活動

毎年、都道府県、中央・地方農林水産関係団体によって、農林水産業と食に対する国民一般の理解増進と農林水産物の消費拡大等に資するため、「実りのフェスティバル」（農林水産業啓発展及び地域農林水産展）というイベントが開催されています。近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止が続いていましたが、今年度は3年ぶりの開催となり、私は、福島県ブースにおける出展内容の検討から当日の販売促進活動までを担当しました。

○県産農林水産物に関する冊子の改定

福島県では、県産農林水産物を紹介する「ふくしまがおいしい理由」という冊子を発行しています。私は、本冊子の改定業務を担当し、各課との調整を行いました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

県産農林水産物等の店頭PRでは、販売している農林水産物等の味や特徴だけではなく、収穫された地域の環境や、他の品種との違い、他県産との違いなど、お客様から様々な情報を求められる場面が多くありましたが、なかなかお答えすることができず、自分の知識不足を感じました。

少しでも県産農林水産物等の魅力をお伝えできるよう、関連書籍を購読したり、関係者に話を聞いたりするなどして、関連知識の習得に努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

県産農林水産物等が店頭に並び、お客様が購入していく様子を見られたときに、やりがいを感じました。生産者の皆様が大切に育てた農林水産物等が、最高の状態でお店に並ぶとき、販売店の方も、お客様も、とても嬉しそうに商品を手にとってくださっていて、私も大変嬉しい気持ちになりました。農林水産物等の販売は、販売する時期とお店へ届ける数量等の調整がとても重要です。そのため、準備に係る調整には、プレッシャーを感じることもありましたが、それ以上に、成功したときの達成感や喜びを強く感じることができました。

職務以外では、県内で活躍をされている方々から、それぞれの熱い思いをお聞きできる機会が多くありました。新しいお店の開店やイベントの企画・開催、事業の立ち上げや伝統の継承など、活動内容は様々でしたが、どなたも、「自分が福島県を盛り上げていく」という気持ちを持って取り組まれており、復興が道半ばである大変な時期にあっても、こんなにも多くの人の心を動かすことができる福島県は、とても魅力的な場所だと思いました。残していきたい魅力もあれば、これからもっと発展させていける魅力もあります。私は、「福島県のいま」を知りたいという思いで派遣を希望したので、こうして直接、活躍されている方々のお声を聞いたことは大変貴重な経験となりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県庁で業務を進めていく中で、引継ぎを含む情報共有が大変丁寧であると感じました。私たち職員は、常にジョブローテーションをしながら業務を進めており、突然、これまで全く関わったことがない分野の業務の担当になることもあります。そのため、誰がいつ、どの担当になったとしても、スムーズに業務を遂行できるような環境を整えることは、効率的かつ正確な業務を行う上で大変重要な要素であると考えています。今回学ばせていただいた情報共有のノウハウを活かし、都政の円滑な運営に貢献していきたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

派遣期間中に、福島県内で鳥インフルエンザの発生が確認される事例があり、県庁内で職員の方々が対応をされている状況を目の当たりにする機会がありました。急な対応を求められている中でも、落ち着いて対応をされている職員の方々の姿を見て、職員一人一人の危機管理能力の高さと組織としての体制の確立を感じました。緊急時における行政の役割の重要性についても再認識させられ、改めて、都の職員であることの責任を感じる機会ともなりました。今回、気づかせていただいた職務姿勢を忘れず、これからの日々の業務に取り組んでいきたいです。

最後になりましたが、このような貴重な機会を与えてくださいました東京都の皆様、一年間様々な面でサポートをしてくださいました福島県の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



7月のイベントで販売した県産桃「あかつき」



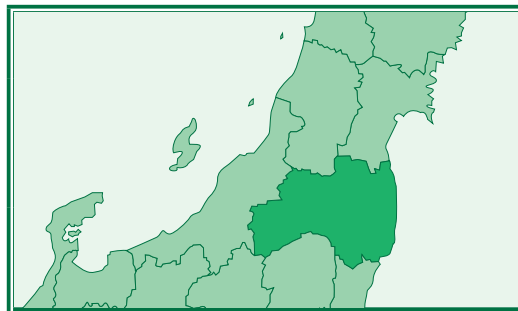
11月のイベントで販売した県産米「福、笑い」

避難者支援

福島県

企画調整部 避難地域復興局
生活拠点課

高橋 和也（デジタルサービス局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

生活拠点課は、避難地域復興局の一課として、避難者支援や長期避難者等の生活拠点形成を所管しています。職員数は21名（課長1名、主幹1名、主任主査2名、県職員11名、会計年度任用職員3名、自治法派遣職員3名（三重県、富山県、東京都））です。

避難者支援としては、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、生活基盤に著しい被害を受けたものに対する支援金や災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付等の生活再建支援を行っており、長期避難者等の生活拠点形成としては、復興公営住宅（※）にコミュニティ交流員を配置し、入居者同士や地域住民との交流活動の支援を行い、コミュニティの形成、維持を図っています。

※復興公営住宅…原子力災害による避難者に対する災害公営住宅の名称

○長期避難者等の生活拠点に係る総合調整及び生活拠点の環境整備

目的：復興公営住宅に入居されている方々が新たな環境の中で安心して暮らすことができるよう支援を行い、コミュニティの形成・維持を図る。

内容：長期避難者等の生活の安定に向け、避難市町村や受入市町村、国との協議、調整を行う。

また、生活拠点におけるコミュニティの形成・維持を図るため、コミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅の入居者同士や地域住民との交流活動の支援等を行う。

なお、生活拠点整備における課題の解決に向け、部局横断的に検討を行う。

○災害救助法による救助

目的：災害救助法に基づき、市町村及び受入自治体と連携して、被災した県民に対し、応急仮設住宅の供与等の応急救助を実施する。

内容：災害救助法に基づき、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げ等の応急救助を行う。

○帰還や生活再建を円滑に進めるための施策

目的：災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了となる避難者等の帰還や生活再建が円滑に進むよう支援する。

内容：帰還や生活再建に向けた支援、戸別訪問等による避難者への相談対応

○被災者生活再建支援金等の支給

目的：東日本大震災により生活基盤に著しい被害を受けた者に対する支援金や災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付など被災者の生活再建を支援する。

内容：被災者生活再建支援金、災害弔慰金、障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

○避難市町村生活再建支援

目的：平成 30 年 3 月末で東京電力による家賃賠償が終了した世帯等に対して、国や避難元自治体等と連携を図りながら一定期間の家賃等を支援するとともに、生活再建に関する意向を確認し、必要な支援に結びつける。

内容：家賃、共益費及び更新手数料相当額の助成、避難世帯に対する意向確認の実施

派遣者自身が担当した業務概要

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付事務及び債権管理、長期避難者等の生活拠点形成支援事業を担当しています。

災害援護資金とは、震災で負傷又は住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方が生活再建のための資金の貸付を受けられる制度です。市町村が被災者に資金を貸し付け、県が市町村にそれと同額を貸し付けます。さらに、県は市町村への貸付金の 2 / 3 を国から借り受けます。私は、その貸付金に係る市町村から県へ、県から国への償還業務を担当しています。また、市町村からの相談や内閣府からの照会等にも随時対応しています。

生活拠点形成支援事業では、復興公営住宅の住民の方々安心して暮らせる環境を形成するため、復興公営住宅にコミュニティ交流員を配置（NPO 法人への業務委託）し、交流促進やコミュニティ形成支援を行っています。私は、受託者の進捗管理や定期検査、予算の執行管理等を担当しています。また、復興公営住宅の自治組織に対する自治活性化事業のための補助金事務も行っています。その他、復興庁等から復興公営住宅の視察の依頼があった際、マスコミ等から住民への取材の依頼があった際の関係者との調整も行っています。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

市町村から災害援護資金の貸付に係る相談を受けた際の対応には苦労しました。災害援護資金という制度は災害弔慰金の支給等に関する法律に定められていますが、債権管理に当たり民法や破産法、民事再生法も関係してきます。そういった法律の知識が乏しい上に、経験則も豊富にあるわけではないため、相談を受けても即答できないこともありました。そのような中で、決して曖昧な回答はしない、極力相手を待たせないことを心がけ、ときには貸付件数の多い宮城県や仙台市の担当者に助言をいただきながら対応していました。その甲斐あってか、県内市町村や宮城県、仙台市の担当者と気軽に話ができる関係を築けたと感じています。

避難者支援

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

避難地域復興局が派遣職員向けに企画した被災地視察で、福島第一原子力発電所を訪れました。派遣1年目には請戸小学校（震災遺構）、東日本大震災・原子力災害伝承館、帰還困難区域にある中間貯蔵施設等を訪れており、それらと併せて大変貴重な経験をさせていただきました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県庁では、都よりも管理職と一般職員との距離感が近く、情報共有が徹底されている印象を受けました。ちょっとしたことで日常的に情報を共有しておき、万が一の場合に備える。そうすることで迅速に対応することができる。当たり前のことではありますが、改めて組織的に情報共有することの重要性を感じました。

また、福島県庁での組織的なサポートには大変感謝しています。派遣職員として右も左もわからない私に、上司や同僚が常にサポートしていただきました。私も、しっかりと周りに目を向けサポートしていきたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

震災から10年以上経過した今でも多くの職員が派遣されていることから分かります、復興には長期的な対応が必要です。それぞれのフェーズで必要な対応は変わってくると思いますが、震災当初から継続して行われている長期避難者等の生活拠点形成や生活再建支援等に携われたことは、私にとって大きな財産となりました。これらは東京都が被災した場合でも必要となる対応であるため、そのような機会は訪れてほしくありませんが、私の経験を活かせると思います。

最後に、被災地派遣の機会を与えてくれた東京都の皆様、温かく迎えてくださった福島県の皆様をはじめ、派遣期間中にお世話になった皆様にこの場をお借りして心より感謝申し上げます。



【県職員と尾瀬へ】筆者は写真（右）の一番右



【白河ラーメン】
総本山「とら食堂」



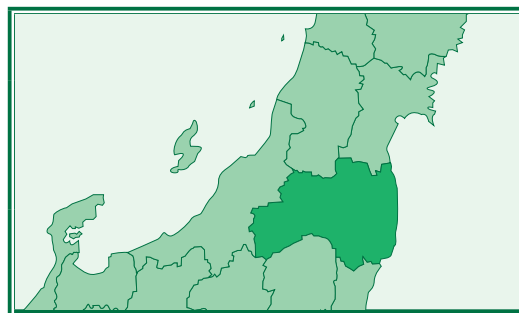
【ラッキー公園】
ふくしま応援ポケモン「ラッキー」を
モチーフにした公園
(撮影：県職員 佐久間 氏)

避難者支援

福島県

企画調整部 避難地域復興局
避難者支援課

具志堅 理（教育庁）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

○組織の目的・役割

業務内容：東日本大震災による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整に関すること。

避難生活が長期化する中、県内外に避難している県民が、ふるさととの絆を保ちながら、避難先での生活の安定化はもとより、帰還や生活再建に結び付けることができるよう、関係自治体や民間団体等と連携し、情報提供や相談対応等をはじめとしたきめ細かな支援を行っています。

○組織（課）の規模

福島県職員	派遣職員	会計年度任用職員	合計
14 名	2 名 (派遣元：埼玉県、東京都)	3 名	19 名

○組織の業務内容

- (1) 避難者への情報提供（ふるさとふくしま情報提供事業）
 - ア 避難先の公共施設等への地元紙送付
 - イ 国、県、市町村の広報誌やお知らせ、地元紙のダイジェスト版を DM により送付
 - ウ 復興に向けた動きや避難者支援に関する取組などを盛り込んだ避難者向け情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行
- (2) 民間団体等と連携して行う避難者支援（ふるさとふくしま交流・相談支援事業）
 - ア 県内外で避難者に対する支援事業を行う団体への補助
 - イ 県外避難者に対する戸別訪問等を行う復興支援員の配置
 - ウ 県外避難者等への相談会・交流会の開催及び相談窓口の設置
- (3) 避難指示が解除された地域に帰還した世帯への移転費用の補助を行う市町村に対する助成（ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業）
- (4) 原子力災害により家族が離れて生活している母子避難者等への高速道路無料化措置（母子避難者等高速道路無料化支援事業）

派遣者自身が担当した業務概要

○地域情報紙発行に関する業務

福島県では、県内外に避難している方や被災者・避難者支援に携わる方へ向けて、避難者支援の状況や福島復興への動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をまとめた避難者向け情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を2ヶ月に1回発行しています。

発行に当たり、記事の選定、帰還者へのインタビュー等の取材活動、原稿の作成、庁内各課や委託業者との連絡・調整を行いました。

令和4年11月発行号。表紙は、避難者が懐かしさを感じることができる場所や、復興に関するメッセージを込めることができる場所を選んでいました。



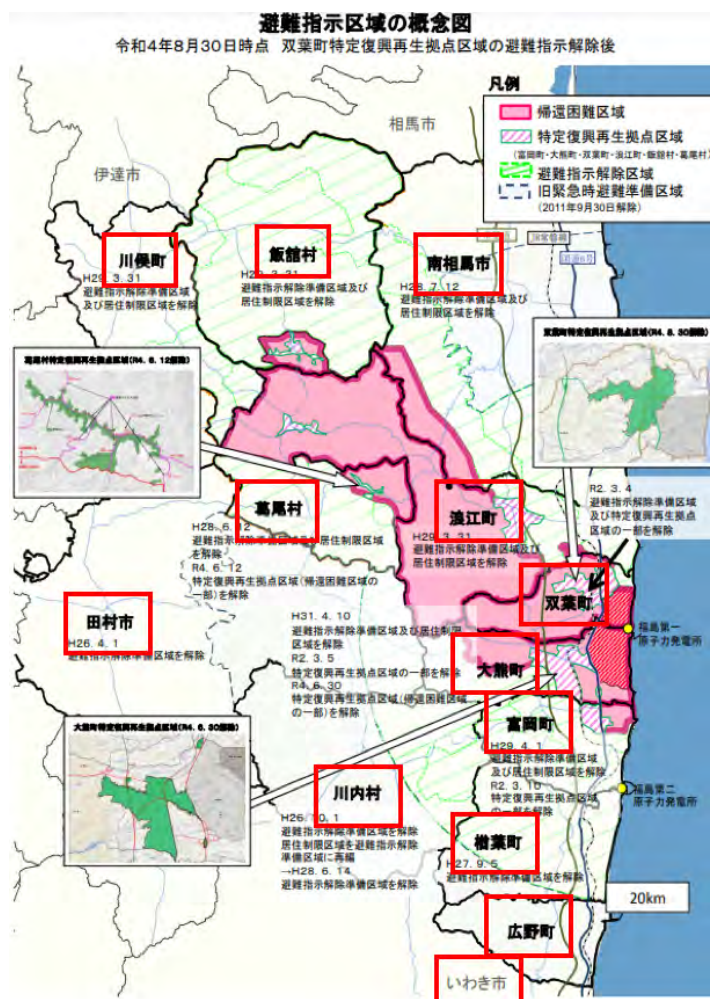
○原発避難者特例法に基づく名簿に関する業務

原発避難者特例法（※1）とは、原子力発電所の事故により避難指示が出されるなどした指定13市町村（※2）から避難した住民について、避難元の市町村に住民票を置いたままでも、避難先自治体で適切な行政サービスを受けられるよう特例を設けるとともに、住民票を異動した住民についても元の自治体との関係維持を図る旨を定めた法律です。対象者は本法律に基づき、避難場所等を避難元の市町村に届け出ることとされています。

このうち、指定13市町村から毎月提出される対象者の名簿を取りまとめ、全国の避難先都道府県へ通知する事務や、避難先都道府県から随時寄せられる名簿情報の疑義について、指定市町村へ照会し、その回答内容を避難先都道府県に通知する事務などを行いました。

（※1）正式名称は、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（平成23年8月12日公布・施行）。

（※2）いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村



赤の四角囲いが指定13市町村。原子力被災12市町村といわき市が指定されています。

避難者支援

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

業務で一番苦勞したことは、「ふくしまの今が分かる新聞」にどんな記事を掲載するかを考えることでした。裁量が大きい分担当者として決めなくてはいけないことが多く、例えば、表紙にどの写真を使うか、インタビューは誰にお願いするか、また毎号2ページ使って展開する特集コーナーで取り上げるテーマは何にするかなど、企画の段階からいつも頭を悩ませていました。特に初めのうちは、自分自身が「ふくしまの今」について知らないことも多く、また避難されている方と直接接する機会もなかったため、そもそもこの広報紙で何を伝えるべきなのかが分からず大変苦勞しました。

そこで、地元紙や県・市町村の広報誌をはじめとしたあらゆる媒体から情報を集めるとともに、休日には被災12市町村を中心に県内各地に足を運び、紙面作りに必要な知識を幅広く得るよう努めました。また、課内で編集委員会を立ち上げ、普段戸別訪問等で避難者に接している県職員に参加してもらい、避難者がどのような情報を欲しているか、取り上げようとしているテーマが時宜を得ているかといった視点からアドバイスをもらうようにしていました。委員会の開催に当たっては、ある程度自分で案を作成していくことで、議論も深まり、より充実した時間になったと思います。



編集委員会の様子。皆さんお忙しい中たくさん
のアドバイスをくださいました(筆者右から
2番目)。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

「ふくしまの今が分かる新聞」の発行に当たっては、毎号掲載記事を決める段階から苦勞することが多く、完成品を受け取った時にはとても充実感がありました。また、読者アンケートで「ふるさととの絆を感じることができて嬉しい」「特集記事が見やすくかつ実用的で、保存版にします」といった声をいただいた時は非常にやりがいを感じました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

「ふくしまの今が分かる新聞」の校正段階で、しばしば「何を伝えたいのかが分かりづらい」といった指摘をいただくことがありましたが、避難者支援を担当する部署の広報紙として何を伝えるべきかをしっかりと意識し、伝える情報を整理する、レイアウトを工夫する等により、紙面がより良くなっていくことを実感しました。

ただ一方で、一口に避難者と言っても、皆さんの置かれている状況は様々であり、自分が伝えようとしていたメッセージが、違う受け止め方をされるのでは、といった指摘にハッとさせられることも多くあり、受け手の状況に気を配ることも同じくらい重要であると感じました。

様々な分野において情報発信の必要性が高まっていますが、想像力を働かせながら、伝えたいことを明確に発信していくことが大切だと学びました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今後首都直下地震等の災害が発生し、都外へ長期間避難を余儀なくされる都民が出てくることも想定されますが、現在福島県が行っている避難先の自治体や社会資源との連携、避難者に対する情報提供や心のケアといった支援のノウハウは非常に参考になると感じました。



鶴ヶ城（会津若松市）4月上旬から5月上旬には、城や城内にある約1,000本の桜がライトアップされます



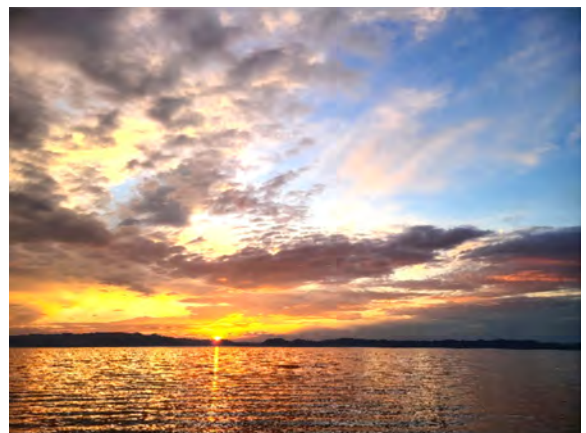
Jヴィレッジ（檜葉町・広野町）令和6年からインターハイ男子サッカー夏季大会のメイン会場になります



かがみいし田んぼアート（鏡石町）令和4年は震災支援への感謝を込め「つるのおんがえし」がテーマでした



天山文庫（川内村）毎年のように村を訪れ名誉村民となった詩人草野心平氏に村民が贈った美しい建物です



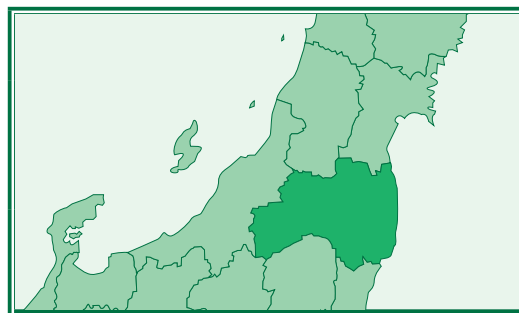
猪苗代湖（猪苗代町）日本で4番目に大きい湖で、景色が非常に美しい福島県のシンボルの一つです

医療人材確保支援等

福島県

保健福祉部 地域医療課
医療人材対策室

今泉 日向子（福祉保健局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

<業務目的・内容>

東日本大震災及び原子力災害等の影響により地域医療の復興に向けた医師、看護職員等の医療従事者の確保が課題となっている。このため、医師、看護職員等の医療従事者の養成・確保等の対策を一体的に推進する。

1 過疎・中山間地域における医師の確保

医師少数区域において地域住民に安定した医療を提供するため、自治医科大学卒業医師等の当該地域への配置を推進するとともに、へき地診療所やへき地医療支援センターに対して運営費を補助する。

また、へき地医療拠点病院等における研修や代診医の派遣を行う医療支援システムの充実を図るなど、本県のへき地診療所等における医師の確保を図る。

2 医師の確保と定着

医師の確保を進めるため、福島県立医科大学に医師を配置し、各地域の病院へ派遣するとともに、将来県立病院やへき地診療所等に勤務しようとする県内外の医学部学生に対する修学資金や県外から転任する産科や小児科などの医師への研究資金の貸与、さらには、県外で勤務する医師の県内への招へいなどにより、医師の確保と県内への定着を図る。

また、勤務医の定着を進めるため、子育て中の女性医師を対象とした復職支援や働きやすい職場環境の整備に取り組む病院への支援を行う。

さらに、福島県立医科大学内に福島県地域医療支援センターを設置し、福島県立医科大学とより一層連携して、医師、医学生等に対する相談体制、キャリア形成支援等の充実・強化を図り、県内への医師定着を推進するとともに、効率的・効果的に地域偏在の解消に向けた施策を実施する。

3 看護職員の養成と確保

潜在看護職の再就業支援、離職防止対策、看護師等養成所に対する支援を通じて、地域医療体制の充実に向け、関連施策の一層の推進を図る。

また、助産師の安定的な養成と確保を図るため、令和5年4月の開設を目指し、福島県立医科大学に新たな助産師養成課程を設置する。

4 看護職員の資質向上

社会ニーズや保健・医療・福祉制度の動向を踏まえ、県民が質の高い看護を受けることができる体制を確保するため、関係機関と連携し、がん看護研修、訪問看護師等を育成するための講習会を開催するとともに、特定行為研修の受講支援や環境整備、認定看護師等の養成支援を行う。

また、新興感染症を含む様々な感染症に迅速かつ的確に対応するため、専門的な知識と技術を有する看護人材である感染管理認定看護師の養成と確保を図る。

5 医療従事者の確保

医療従事者の確保と県内への定着を図るため、将来県内に勤務しようとする県内外の学生に修学資金を貸与する。

6 将来にわたる県民健康管理

放射線による健康への影響に対する早期診断・早期治療拠点として福島県立医科大学に整備した「ふくしま国際医療科学センター」における最先端の画像診断装置を用いた各種疾病の診療・研究や放射線物質の生態系における環境動態調査等により、将来にわたる県民の健康維持・増進を支援する。

7 新型コロナウイルス感染症への対応

長期化している感染症の影響下においても、県内の看護師等医療従事者を確実に養成するため、看護職を目指す学生が安心して学習できる環境整備を支援することに加え、臨床実習の経験が不足している新卒看護職員に対する卒後研修を行い、早期離職を防止する。

<組織体制及び派遣職員数>

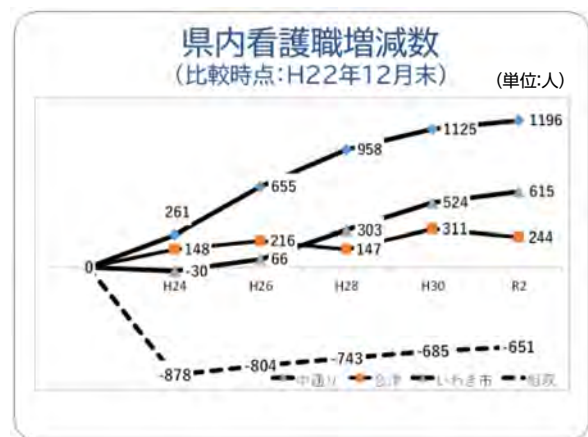
- ・県職員：12名（うち駐在員4名）
- ・県任期付職員：1名
- ・自治法派遣職員：2名（石川県1名、東京都1名）
- ・会計年度任用職員：3名
- ・修学資金アウトソーシング：2名

※医療人材対策室では、修学資金の貸与や返還等にかかる問合せ対応や書類審査等を外部委託している。

派遣者自身が担当した業務概要

東日本大震災による津波や原子力災害の影響で、震災後、相双地域の看護職は急激に減少しました。各医療機関や行政等の取組により看護職数は徐々に増加していますが、いまだ震災前の水準にはほど遠いのが現状です。

また、東日本大震災のみならず、新興感染症、高齢化など様々な影響を受け、看護職の確保や養成は福島県にとって重要な課題です。



○相双地域の看護職確保

当室では相双地域の医療職確保のため、学生等に向けた普及啓発事業や自治体・医療機関等に向けた補助事業に取り組んでいます。私の担当事業は、看護職を目指す学生に相双地域の医療の現状を知ってもらうためのバスツアーやセミナーの企画・運営、相双地域の自治体が看護職の確保を目的として実施する事業への経費補助です。事業企画や内容検討に当たり、毎月、南相馬市の看護管理者会議(MNDC)に出席し、市内病院の看護部長や市職員と協議を重ねました。

医療人材確保支援等

○県内の看護職確保

相双地域のみならず、県内の看護職確保事業も実施しています。私の担当事業は、県内小中高校への出前講座、高校生の看護体験、総合的な看護支援ポータルサイト（福島看護職ナビ）の運営、へき地診療所の看護職確保に対する補助、非常時の応援看護職研修等です。出前講座及び看護体験事業は、子ども未来局が所管する「福島県東日本大震災子ども支援基金（県への寄付金）」を活用しており、予算・決算等の調整や事業内容の変更協議等に当たり、子ども未来局の担当者（都派遣の鬼束氏）ともやりとりを行いました。

○看護職の養成・定着支援

また、看護職が働き続けるためのスキルアップや環境整備等に対する事業も行っています。私はその中で、認定看護師等の取得に対する経費補助、看護補助者の養成・活用にかかる研修事業を担当しました。研修事業は主に公益社団法人福島県看護協会へ委託しており、日々、県看護協会との連絡調整を行いました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○コロナ禍でのイベント実施に向けた調整

コロナ禍でイベントを実施するための実施時期、会場選定、実施内容等の調整に時間を要しました。私が担当するイベントは、コロナの影響で直近2年度は中止されましたが、コロナを理由にこのまま事業を中止しては、福島県の医療人材確保にはつながりません。オンラインの活用、事業内容の変更など思いつく限りの方法を資料に並べ、それぞれのメリット・デメリットを書き出した上で、現場の方々と協議を重ねました。現場の方々もなんとか実施できるよう、会場や撮影班の調整、資料作成、当日の運営等に協力してくださり、今年度は約3年ぶりにイベントを無事に実施することができました。



南相馬市立総合病院の見学へ向かう高校生たち



大町病院（南相馬市）の講話を聞く高校生たち

○事業周知を尽くす

普及啓発事業や補助金の実施に当たっては、可能な限り事業周知を尽くしました。HPへの掲載や各学校等へのチラシの送付のみならず、名刺を交換した方へ直接お知らせしたり、イベントなどの機会を利用して参加者へ周知したりすることを徹底しました。その結果、福島看護職ナビのアクセス数が前年度の約2倍になるなどの成果を生むことができました。



印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

○人の心を動かす

事業を通じて、参加者や運営に協力いただいた方々の気持ちの変化を感じたときに最もやりがいを感じました。

ツアー・セミナー等のイベントにおいて、参加学生から「将来の選択肢が増えた」「震災を知って地元で貢献したいと思った」「より看護職になりたいと思った」「コロナ禍でなかなか看護職の方から直接話を聞く機会がなかったので、参加して本当によかった」といった声が聞かれました。震災当時の記憶がほとんどないと思われる学生が震災を知り、相双地域の現状を知り、県内で活躍する現役の看護職とふれあうことで、意識が変化する様子が伺えました。

また、運営に協力いただいた相双地域の皆さんからも「相双地域の震災時の状況や復興について知ってもらう良い機会だった」「学生からパワーをもらってこちらまで元気になった」といった言葉をかけていただき、相双地域に微力ながら貢献できたのではないかと感じた瞬間でした。



看護職を目指す高校生とのランチ交流会

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○目的・目標を意識して事業を進める

今回、私たちが福島県へ派遣された目的は復興支援ですが、「復興」とは何がどのような状態になったら復興と言えるのかは事業それぞれ違います。私が担当した事業の中には、事業の目的や目標が不明瞭で、震災から11年が経過しているにもかかわらず、これまでの成果が見えないものもありました。

このことから、①事業の目的・目標を明確にすること、②その目的・目標は住民や関係機関と共有すること、③目標達成のために現場の声に耳を傾けながら改善を重ねること、④常に現状を分析して必要があれば事業内容等を見直すこと、以上の4点が重要であると痛感しました。都政においても、上記を意識し、より効果的な事業運営に努めたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

○地域のつながりをつくる

今回の派遣を通して多く携わった南相馬市では、行政と地域の医療機関が人材確保やスキルアップ等において連携し、日頃から顔を合わせて協力しあうことで地域医療を支えていました。東京都においても、行政と地域の医療機関が病院や法人を超えて、会議や合同研修等において日頃から顔を合わせ、地域のつながりを構築することで、非常時においても迅速かつ円滑に医療体制を確保できると考えます。

○潜在看護職の活用

また、私が一部携わった「潜在看護師等再就業促進・緊急時確保事業」では、今年度から潜在看護職を対象とした研修を実施し、研修修了者に「応援看護職登録簿」へ登録してもらうことで、非常時に備える取組を行いました。東京都においても新興感染症等の影響により看護職不足が顕在化しているため、福島県と同様に、非常時は潜在看護職へ協力を要請するといった仕組みづくりもできるのではないかと考えます。

～おわりに～

これまで支援してくださった福島県及び東京都の皆様に深く御礼申し上げます。初めは環境の変化に戸惑うことも多く、皆様にたくさん助けていただいた1年間でした。出張場所や季節に合わせておすすめのお店やイベントなども色々と教えていただき、プライベートも充実した派遣期間となりました。今後は、私が福島県の魅力を周囲に伝えていくことで、復興の力になりたいと思います。

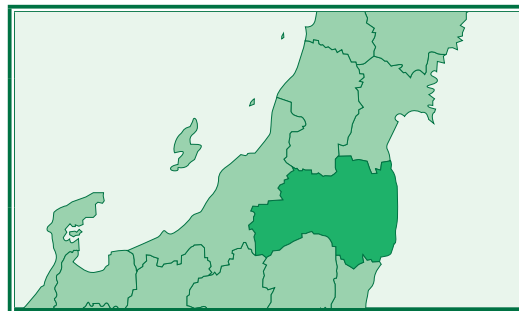
遺児孤児支援等

福島県

保健福祉部 こども未来局

こども・青少年政策課

鬼束 洸太（福祉保健局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

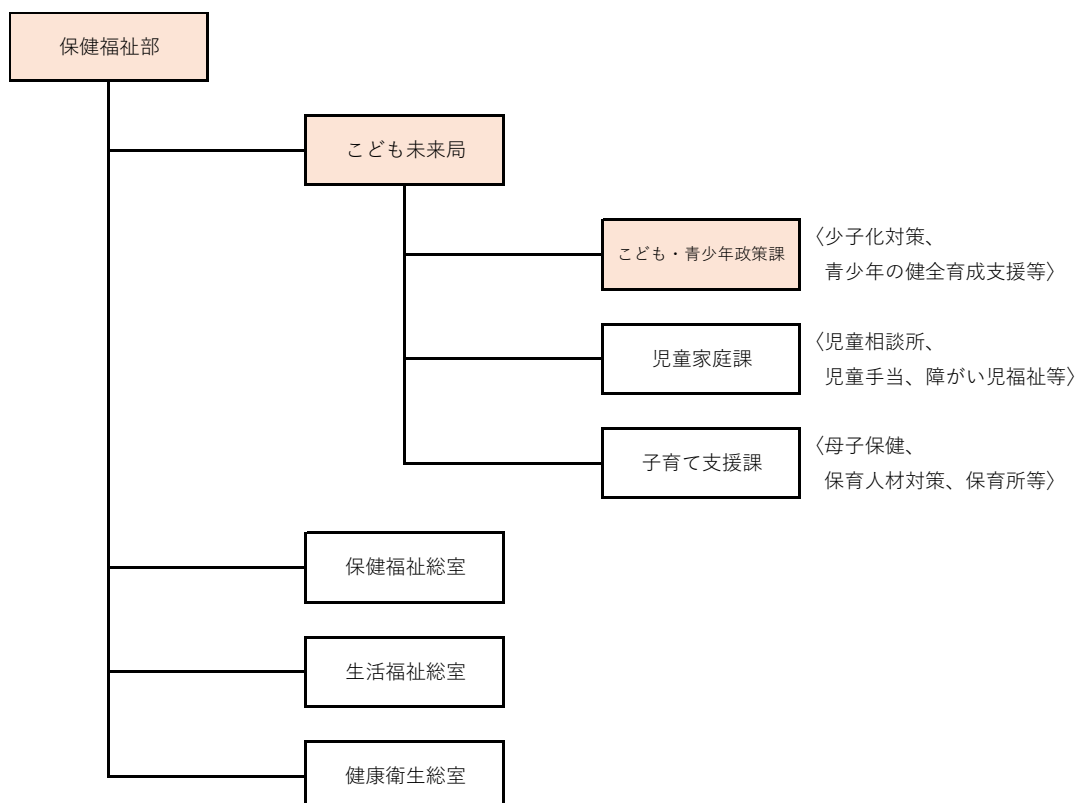
こども・青少年政策課は、平成 27 年に設置された部署で、総勢 14 名（うち派遣職員 2 名）で少子化対策や復興に向けたこども・青少年施策に総合的に取り組んでいます。

全国的な課題である少子化の背景には個人の価値観やライフスタイル等の変化に加え、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立の負担感の増大などがあります。さらに、福島県では東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、被災地の中でも特有な課題が生じています。

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、子供同士の交流機会の減少などにより、子供の健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのような事態を打開するため、福島県復興計画の重点プロジェクトの一つである「人・きずなづくりプロジェクト」の取組の方向性に掲げられた「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」を目指して、少子化対策や復興に向けたこども・青少年施策に総合的に取り組んでいます。

同じこども未来局内には、児童相談所や児童養護施設等を所管する児童家庭課、保育所や母子保健等を所管する子育て支援課があり、局全体で福島県の子供関連施策における中心的な部署となっています。



※ 本庁機関のみ

派遣者自身が担当した業務概要

○「東日本大震災ふくしまこども寄附金」に関すること

福島県では、平成23年8月から、東日本大震災によって親を失った震災孤児等を支援するための寄附口座「東日本大震災ふくしまこども寄附金」（以下「寄附金」という。）を開設しています。震災から10年以上が経った今も、国内外の皆様からあたたかい御寄附が寄せられています。令和4年3月31日時点の寄附件数は累計20,101件、金額は7,131,881,980円に達しています。

主な業務として、受領書の発行などの寄附金の管理、知事・副知事又はこども未来局長が出席する寄附贈呈式の企画調整、寄附金の活用状況等を寄附者に説明するための報告書の作成等を行いました。贈呈式については、今年度は知事が出席するケースが多く、本稿執筆時点（令和4年12月）までで7件の知事対応が発生しました。



令和4年度版報告書



寄附金贈呈式で目録を受領する内堀知事

○「東日本大震災子ども支援基金給付金」に関すること

寄せられた寄附金は、条例に基づいて設置された「福島県東日本大震災子ども支援基金」（以下「基金」という。）に全額積み立てており、東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）に対して、生活や修学を支援するための給付金を給付する事業に活用しています。

主な業務として、給付に関する各種申請の案内や申請書の審査、支払処理等を行いました。

○「東日本大震災子ども支援基金」の管理及び活用に関すること

基金は、孤児・遺児への給付金に加えて、県内全域の子供たちを支援するために各部局が実施する各種事業にも活用しています。事業は毎年各部局から公募し、当初予算の編成と並行して局で選定しています。選定は、事業の成果を寄附者に対して報告することを念頭に、東日本大震災を契機に設置された基金の趣旨を踏まえているかどうか等の観点から採否を総合的に判断しています。

今年度に基金を活用して実施している事業としては、児童養護施設等を退所する児童に対して進学等を支援する事業や、子供たちが復興・復旧について自ら取材し、震災や復興について自主的に考える機会を設けることで、震災の継承の一端を担うような事業などが挙げられます。

主な業務として、翌年度事業の選定に関する局内及び他部局との調整や基金の決算整理等を行いました。事業の選定は、結果により各部局が進める当初予算の編成に影響を及ぼすため、事業所管課との間で非常にシビアな調整を求められ、年間業務の中でも大きな山場でした。



基金充当事業選定にかかる局内調整の様子（左奥筆者）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

基金の選定業務については、査定業務自体の経験がなかったことに加え、基金の目的や性質に鑑みた選定を念頭に置く必要があり、進め方や方針の決定に苦労しました。

遺児孤児支援等

基金は県にとって貴重な財源の一つではありますが、震災で大変な思いをしている福島の子供たちのため、国内外の方々からの御厚意で成り立っているものです。一方、震災と結びつかない事業や、子供が中心となっていない内容の要望があることも実態で、部署によっては認識に隔たりがあると感じました。また、国の交付金が縮減されていることの煽りを受け、基金の需要が高まっているという側面もあります。

事業の存否に影響を与える重要な業務であり、所管課との調整に苦労するという引継ぎを受けていたので、不採択とする場合や事業の一部を査定する場合には早めに所管課へ伝えられるよう、選定プロセスの見直しを行いつつ、査定状況の情報提供を意識して業務に当たりました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

エピソードとは少し異なりますが、寄附者の方からいただく声やメッセージには毎度励まされ、嬉しく思いました。

御寄附を頂く際、寄附の申込書の記載欄やメールの本文に、多くの方々が福島県の子供たちへの温かいメッセージを記載してくださいます。時には、お電話でお気持ちをお話しいただくこともありました。また、寄附金贈呈式を実施する場合は、セレモニーの場でその思いを語ってくださる方もいらっしゃいました。

震災から10年以上が経過した今でも、これだけ多くの方が福島県の子供たちにお心を寄せていただいていることに感激を覚えるとともに、そうした方々の思いを裏切ることのないよう、基金の選定業務等使途の決定においては、身が引き締まる思いでした。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

外部団体や内部の上席との調整等については、大変勉強になりました。

とりわけ寄附金贈呈式では、企業の役員や団体の理事クラスが来庁します。先方にも担当者がいることが多いものの、場合によっては直接そうした役職の方とやりとりをしたり、当日の御案内をしたりすることもしばしばありました。宮城県議会議員の先生を相手に調整することもありました。

また、内部においても、管理職との距離が非常に近い環境にあり、こども未来局長など県庁の上席に対し、担当者が自身で説明をするような場面が多くありました。

いずれも東京都ではあまり経験がないことだったので最初は戸惑いしましたが、資料や情報の取捨選択を心掛けながら業務に当たりました。

これらで培った経験は、都庁に戻っても発揮できていると考えています。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害時に限りませんが、所属や組織を超えた連携が重要だと改めて認識しました。

今年度、たまたま震災当時の記録を漁る機会があり、給付金の支援対象となる孤児・遺児の方をどのように把握していたのかを振り返ると、そこには児童相談所や避難所、市町村との迅速な連携がありました。学校との連携の試みもあったそうです。

特に非常時では、必要な方に必要なサービスを早く届けるということが重要になってくるものと思います。そのためには、各機関の強みを最大限に発揮するほかありません。

東京都でも新型コロナウイルス感染症対応等で痛感していることとは思いますが、イレギュラーな状況下においては、組織間の協力的な姿勢が問われることと考えます。

遺児孤児支援等

最後になりますが、この1年間を御支援くださった福島県の皆様、東京都の皆様に厚く御礼申し上げます。自ら手を挙げて福島県へ来たものの、環境が大きく変わり、不慣れな中で不安な思いでいっぱいでしたが、業務の面でも生活の面でも不自由なく過ごすことができたのは、皆様の御支援のおかげです。本当にありがとうございました。



福島県名産の桃狩りの様子

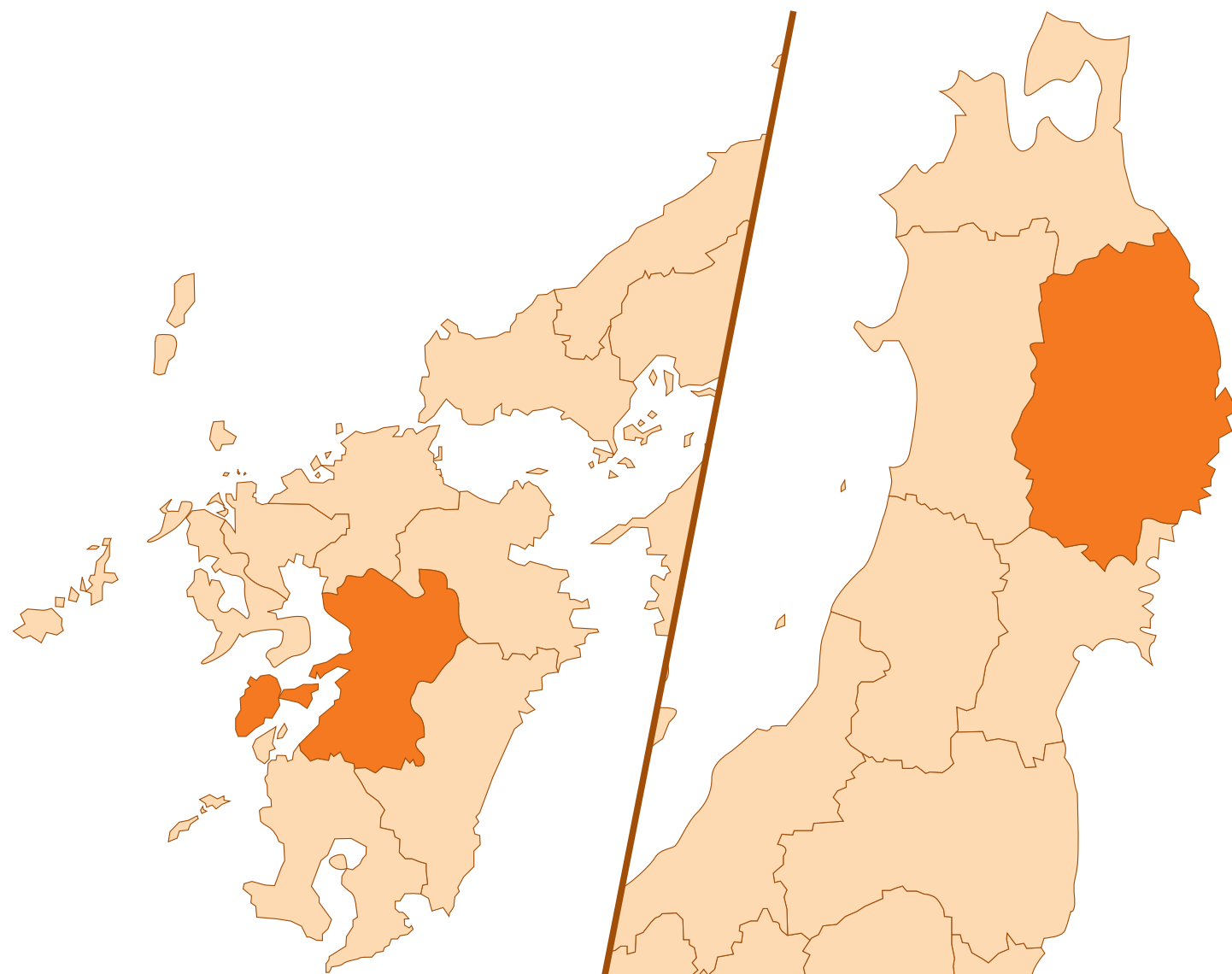


紅葉に色づく秋の山々



帰還困難区域の真横の綺麗なホテルに宿泊。すぐそこに居住できない区域があるというリアルさは刺激になりました。

第2部 (熊本地震他)



平成 28 年熊本地震

区画整理

令和元年東日本台風

用地取得

令和 2 年 7 月豪雨

道路・河川等

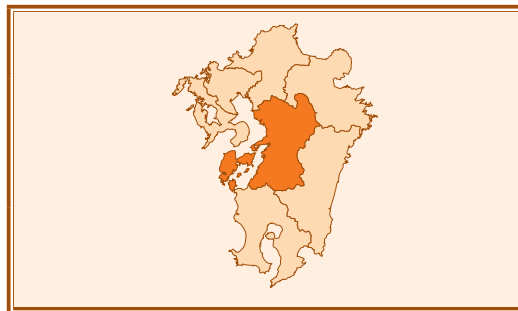
平成28年熊本地震

熊本県

県央広域本部 土木部

益城復興事務所 区画整理工務課

須藤 和哉（都市整備局）



派遣先部署の業務概要

熊本県県央広域本部は、政令指定都市である熊本市と、平成29年度より上益城地域の嘉島町・益城町・御船町・甲佐町の一部業務を管轄区域としている。

【管内概要図】



土木部は、総務課、技術管理課、景観建築課、用地課、工務管理課及び益城復興事務所で構成されており、私は益城復興事務所に今年（2022年）度から着任し勤務している。

益城復興事務所は、平成28年熊本地震での倒壊家屋による交通機能の喪失や交通混雑等の課題を解消するため、熊本中心市街地と益城町市街地とを結ぶ主要幹線道路である都市計画道路益城中央線の拡幅整備事業（4車線化）と、甚大な被害を受けた益城町市街地の緊急かつ健全な早期復興を図るため益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の施行を主要事業として設置された。（平成30年4月2日開所）

【主要事業】



都市計画道路益城中央線事業（4車線化）

- ◆延長 約3.8 km
- ◆総事業費 約195億円
- ◆施行期間 H28年度～R7年度

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業

- ◆面積 約28.3ha
- ◆事業費 約140億円
- ◆施行期間 H30年度～R9年度

【益城復興事務所組織】

- 所長（土木部副部長）、次長
- ・総務課（2名）
 - ・街路用地課（8名）
 - ・街路工務課（8名）……うち派遣職員（熊本市1名）
 - ・区画整理用地課（8名）……うち派遣職員（益城町1名）
 - ・区画整理工務課（20名）…うち派遣職員（東京都、愛知県春日井市、同安城市及び同小牧市の各1名）
（益城町4名）※UR都市機構2名（技術支援協定による）

担当した業務概要

私の配属先は区画整理工務課の区画整理工務班で、担当業務は、事業計画及び実施計画に関すること、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）や、環境調査（土壌汚染等）に関するもののほか、土地区画整理事業全般（換地設計等）における技術的支援である。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

今年度は、事業期間の中期にあり、換地処分の準備に取り組むための重要な時期に差し掛かっている。一方で、仮設住宅入居者の一日でも早い再建を実現させるという観点から、街区の一部であっても、再建可能なところから工事に着手するため、結果的に換地設計の基準から逸脱した状況で仮換地を指定しているなどの課題が山積している。

限られた事業期間内で、これらの課題を整理し解決することに苦慮している。

	前震	本震
発生日時	平成28年4月14日 21時26分	平成28年4月16日 1時25分
震央地名	熊本県熊本地方	同左
マグニチュード	6.5	7.3
震度7	益城町	益城町、西原村
震度6強	なし	熊本市、菊池市、宇土市、 宇城市、合志市、大津町、 嘉島町、南阿蘇村
震度6弱	熊本市、玉名市、宇城市、 西原村、嘉島町	八代市、玉名市、天草市、 上天草市、阿蘇市、和水町、 菊陽町、御船町、美里町、 山都町、氷川町

平成28年熊本地震の概要



倒壊した建物



震災前



震災後

平成28年熊本地震

印象的なエピソード

私は熊本派遣が2回目となるが、4年前の今回は事業認可、事業計画の決定、第1回の仮換地指定や工事の着工式など、まさにこれから本格的な復興へ着手するという時期であった。

現在の事業進捗状況は、仮換地指定率が画地ベースで約7割、区画整理工事の着手も約6割となり、順次、仮換地の引継ぎ（宅地の引渡し）を行っており、権利者の自宅再建が進んでいる。

また、災害公営住宅（70戸）や仮設店舗（5戸）も整備され、令和5年度には役場新庁舎が完成するなど、着実に復興に向かっていくと実感することができた。

【進捗状況図（令和4年12月現在）】



手前：仮設店舗 奥：災害公営住宅



再建が完了した住宅

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

平成 28 年熊本地震から 7 年を経過しようとしている現在、復興は確実に前進しているが、未だ道半ばである。

これまでの復興支援業務で強く感じたことは、被災された権利者の皆様に、一日でも早く安全な土地をお返しし、生活再建を実現していただくため、常に時間的緊迫性をもって取り組むことである。

被災地に赴かなければ知る由もなかった山積された課題とその解決手法等について実務を通じて経験したことで、少なからず復興土地区画整理事業における知見やノウハウを獲得することができたのではないかと感じている。

この貴重な経験をもとに、今後、東京に深刻な被害をもたらすことが予想される首都直下地震等の災害対策に活かしたい。



完全復旧した熊本城天守閣

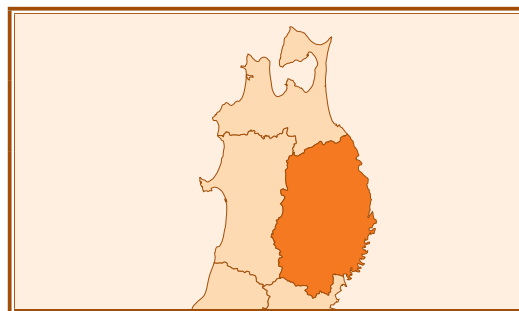


令和元年東日本台風

岩手県

沿岸広域振興局 土木部 用地課

金井 慎太郎（環境局）



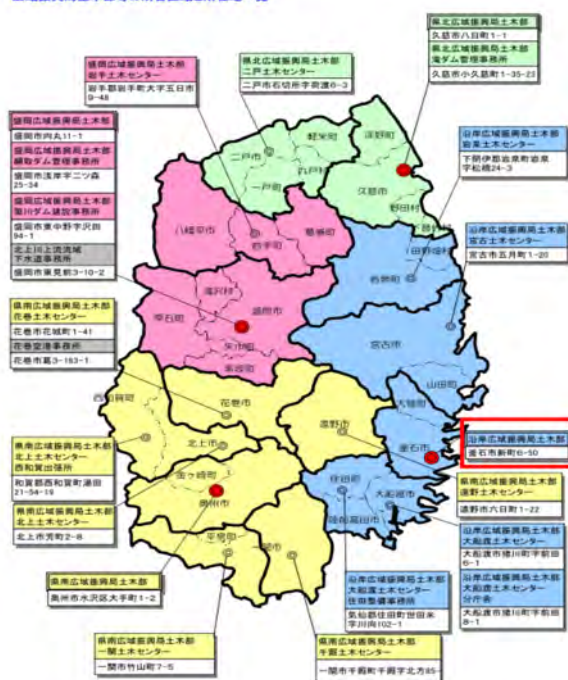
派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

組織の目的

岩手県沿岸の釜石市に位置する沿岸広域振興局は、釜石市を含む沿岸部4市4町1村（田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市及び陸前高田市）を管轄している岩手県庁の出先機関です。管轄地域の総面積は4,204.88km²（参考：東京都の面積2,194.05km²）で、県全体の27.5%を占めています。局内には県税、保健福祉、農林、水産、土木等の様々な部署があり、幅広い業務を担当しています。

私が所属している土木部用地課では、釜石市と大槌町における道路・河川等の整備や災害復旧のための用地取得・補償業務に取り組んでいます。

広域振興局土木部等の所管区域と所在地一覧



組織について（土木部）

（令和4年4月1日時点）

組織	業務内容	人数
部長		1名
副部長		1名
企画調整グループ	土木企画、建設リサイクル	2名
管理課	庶務、委託契約、建設業許可、道路・河川・港湾の占用許可	6名
用地課	土地の取得・補償	4名 (都派遣1名)
道路整備課	道路建設工事、道路維持・修繕	5名
河川港湾課	河川・港湾維持修繕、日向ダム、海岸・水門陸間	9名
復興まちづくり課	砂防・急傾斜、土砂災害防止法	6名
建築指導課	建築物の審査・検査・指導・取締り	2名
		合計 36名

令和元年東日本台風

派遣者自身が担当した業務概要

令和元年10月の台風19号（令和元年東日本台風）により釜石市及び大槌町内において、土砂災害による家屋の流出や道路の寸断の被害が発生したため、今後の被害を防ぐための砂防堰堤を整備するために必要な事業用地の取得及び補償業務を行いました。

【主な担当箇所】

- ・尾崎白浜の沢のうち2箇所
- ・佐須の沢のうち1箇所
- ・平田の沢のうち1箇所
- ・吉里吉里の沢のうち1箇所



＜大量の土砂と流木が民家を襲った様子＞

砂防堰堤整備の様子（尾崎白浜の沢）



令和4年8月



令和4年10月



令和4年11月



令和4年12月



砂防堰堤完成イメージ（尾崎白浜の沢）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務の遂行に当たって苦労したことは、限られた期限内で地権者の方と契約をしなければいけなかったことです。

令和元年東日本台風

私は、4月に配属された際に用地業務は初心者であった上に、岩手県の業務の進め方等が一切分からない状態でした。しかし、担当箇所の一部の工事着手が7月に予定されており、それまでに地権者と交渉の上、事業用地の買取りの契約を完了させる必要がありました。

しかし、担当箇所の地権者数は40人以上おり、課内で協議した結果、個別に訪問して契約していたのでは間に合わないとの判断から、契約会を4日間開催して契約を行うこととなりました。

契約会の開催に当たっては、会場の確保、地権者への開催通知送付、契約書の用意と限られた時間の中での準備が多くありました。しかし、基本的な事項が分からない上に時間的な焦りもあり、失敗の連続で岩手県のために何もできない自分に対して憤りを覚えました。そんな時に、職場の方々が積極的に声をかけてくださり、多くの手助けをしていただいたこともあり、なんとか契約会開催にこぎつけることができました。

契約会においては、当初私は契約に関する説明ができなかったため、職場の方々の説明に同席させていただいて学び、空き時間を利用して説明の練習をしました。また、少しでも早く戦力になるため、積極的に自分から地権者に説明をして経験を積みました。さらに、私が説明する際には職場の方々に同席していただき、説明が不足している点や改善点などについてアドバイスをいただきました。反省点を次に生かすことで、契約会が終わる頃には一連の説明ができるようになりました。

周囲の方々の多大なるお力添えもあり、多くの地権者の方から「災害対策の公共事業に必要なのだから、協力します。」という御理解の言葉を多くいただき、予定していた大部分の方々と契約ができました。苦労した成果もあり、契約会終了後の自宅への帰り道では思わず鼻歌を歌ってしまうほど嬉しく、達成感を感じたことは忘れることはできません。

時間がない中で、また自身が初心者という中で、とにかく岩手県の方々の力になるには何をすべきかを常に考え行動することが大切だと、この経験から学ぶことができ、その後の業務にも大きく生かすことができました。



<執務室にて>



<地権者と測量業者と現地の確認中>

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

色々な場所で東京都からの派遣職員であることを伝え、岩手県職員や地元の方々に「東京都職員さんには震災発生後から派遣職員として応援に来てもらい助かっています。」と感謝の言葉をいただくことが印象的でした。

感謝の言葉をいただくことで、これまで派遣された諸先輩方がいかに岩手県の復興のために尽力してきたかを知り、そんな方々から受け継いだバトンを私もつないでいけるようにと身を引き締めて業務に取り組むことができました。

また、「東京に戻ってもいつでも岩手に帰ってきな。」と言っていただけの際には、第二の故郷ができたみたいで岩手県の方々の温かさを感じ、大好きな岩手県にまた戻って来たいと思いました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県では、「いいね！アワード投票」という各部署が行っている業務の効率化や工夫、斬新な取組等を職員が評価して「いいね」をする投票があります。

良い取組だと感じた点としては、①部局を横断して良い事例を共有している、②「いいね」が取り組んだ部署の職員のモチベーションアップにつながる、③他の部署でも良い取組を取り入れることで効率化につながる、④職員の中に業務効率化への意識が醸成される等が見込まれる点です。

第二の故郷岩手の紹介

【田野畑村の名勝地「北山崎」】高さ200mの断崖にダイナミックな海岸線が約8kmにもわたり続きます。晴れた日は水平線がくっきりと見え、雄大な自然を感じられました！



【宮古市の名物「瓶ドン」】

瓶の中に海鮮が詰まっていて鮮やかな見た目に心躍り、盛り付けをする楽しみもありました。

もちろん、新鮮な海鮮に舌鼓！

※お取り寄せもできるのでこの体験を皆さんも一度お試しあれ

**岩手県の観光地を巡り、おいしい名産を食べることが、岩手県の支援になります！！
皆さんも一度足を運んでみてはいかがでしょうか**

東京都においては、1局が大きいためどうしても局だけで情報が留まってしまうことがある。良い取組については、他局にも積極的に共有して横のつながりを活発にするとともに、業務の効率化や職員のモチベーション向上等の手段として取り入れてみることもよいのではないかと感じました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害を身近なものとする啓発的な取組によって、防災に対する意識の向上を図っていくことが必要だと感じました。

岩手県の沿岸部の街には震災時の津波の高さを示す標示が多く建物の壁に刻まれています。また、被災時の教訓は伝承館や公園、図書館、飲食店に至るまで身近なところで目にする機会があり、日常生活の中で住民の方々が災害を意識する場面が多々あります。こういった、震災の怖さを忘れないための取組により、防災に対する意識も住民の方々が持つことができるため、東京都においても普段の生活の中で災害に対する意識付けをすることが大切だと思います。

最後に、右も左も分からない私を温かく迎え入れていただいた岩手県職員の皆様及びこのような機会を与えていただき、快く送り出していただいた東京都職員の皆様に感謝申し上げます。岩手県の設備等ハード面での復興は概ね完了しておりますが、経済的な意味での復興は道半ばかと思います。私も

せっかくできた岩手県とのつながりを大切にしていき、観光や岩手県産品の購買等色々な形で復興の力になっていければと思っています。ありがとうございました。



<釜石市役所に標示された津波到達地点>



<沿岸部の建物に多く見られる標示>



<お世話になった用地課の皆様>

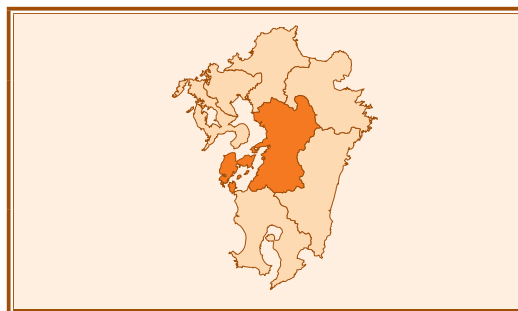
令和2年7月豪雨

熊本県

県南広域本部 芦北地域振興局

土木部 維持管理調整課

岩本 祐生（建設局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

〈所属部署の概要〉

芦北地域振興局は、県内で県央・県北・県南・天草の4つに分掌される広域本部のうち県南広域本部に属し、県内に8つある振興局のうちの一つである。所管する葦北郡芦北町、津奈木町、水俣市の1市2町は、計431km²で県面積の5.8%にあたり、東京都八王子市と西多摩郡奥多摩町を合わせた面積（412km²）に近い。

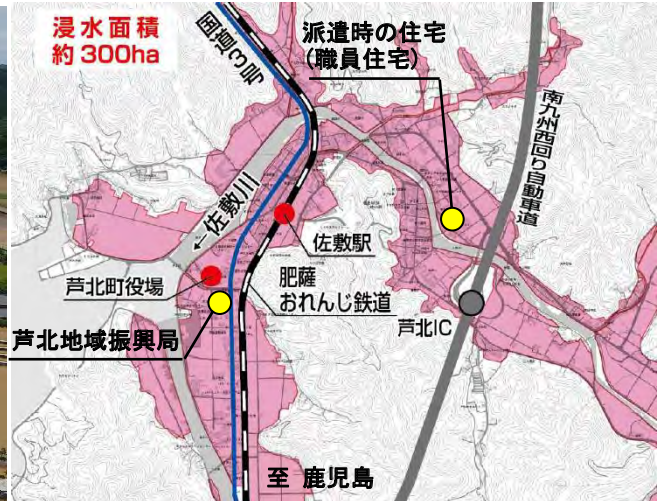
土木部維持管理調整課では、管内の道路・河川等のパトロール、施設点検、維持修繕のほか、災害防除や交通安全施設整備、サイクルツーリズム関連事業等を行っている。配属先の維持調整班は、班長1名、土木職担当3名（うち東京都1名）の計4名体制で、通常業務のほか主に道路の災害復旧業務にあたっている。



〈所属部署での災害対応状況〉

気候変動の影響によって全国的に洪水発生危険度が高まっている状況の中、令和2年7月豪雨災害に見舞われた。梅雨前線が九州付近に停滞し多数の線状降水帯が観測され、7月4日未明から朝にかけて、芦北町田浦（県田浦観測所）で最大24時間694mm、時間最大129mmの雨を降らせるなど、県南を含む多くの地点で観測史上1位の降水量を記録した。一級河川の球磨川や佐敷川に流れ込んだ大量の雨は氾濫を起こし、各地で土砂崩れも多数発生した。この豪雨で67名（うち災害関連死者2名）の尊い命が失われ、未だ2名の方が行方不明となっている。県内の被害総額5,222億円（令和3年7月時点）は、昭和以降に発生した災害のうち熊本地震に次ぐ被害額である。

芦北地域振興局管内の土木施設の被災箇所は県工事分として計345件（約85億円）を数える。年内に災害査定決定を受けるとともに、優先度を考慮して順次復旧工事を進め、令和4年12月末時点で約8割の件数が契約済み、5割弱が竣工している。



浸水芦北地域振興局と派遣時の住宅は佐敷川沿いの河口付近に位置し、範囲に含まれている。

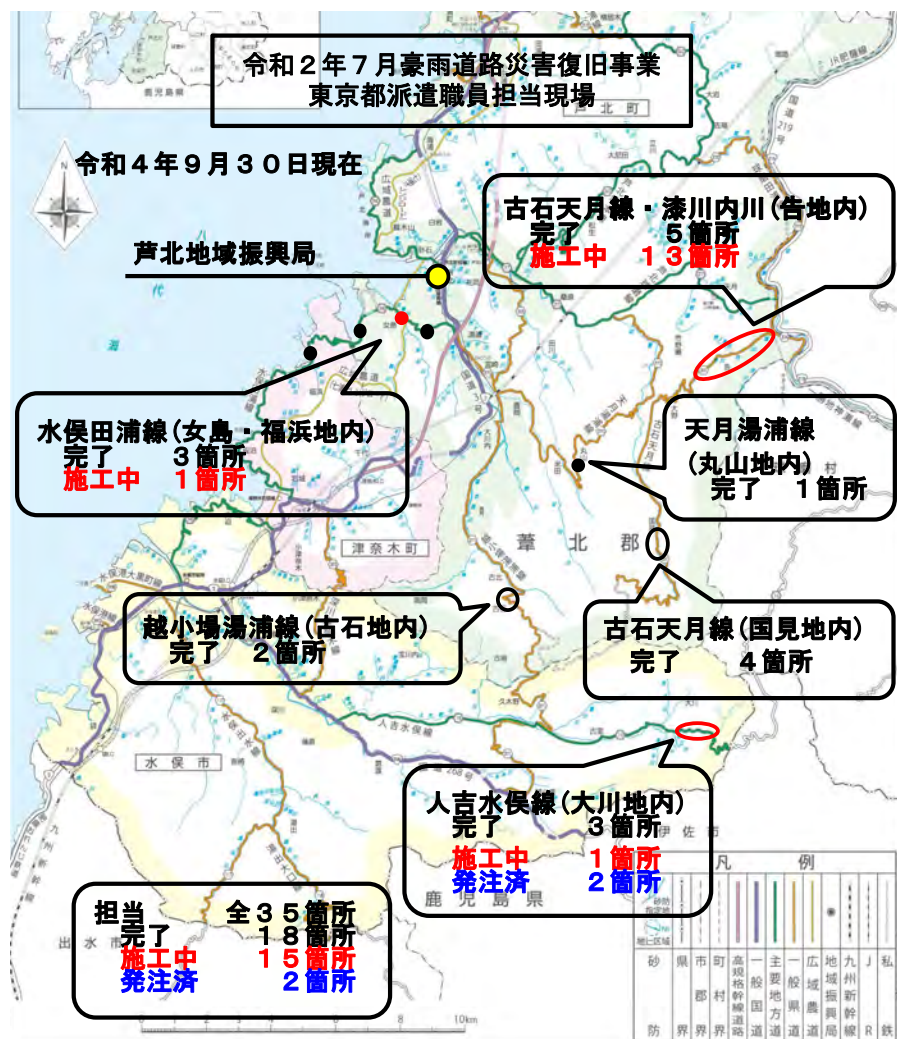
職場と住宅は玄関が嵩上げされ床上浸水を免れたが、駐車場の車は多数が水没し全損となった。

※図は熊本県HP「令和2年7月豪雨被災状況【速報版】」（熊本県土木部監理課）より抜粋・加工。

派遣者自身が担当した業務概要

〈道路災害復旧事業の工事発注・設計変更〉

1年11か月の派遣期間（令和2年11月～令和4年9月）において、管内の道路災害92件のうち、35件の被災箇所を担当した。令和4年9月末時点での進捗は、復旧完了18件、施工中15件、発注済2件である。早期復旧に向け、部署内及び受注者と緊密に連携し、災害復旧を着実に進めた。



令和2年7月豪雨

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

〈増破・新規災害の発生〉

令和4年7月9日、担当現場付近に局所的に時間最大100mmを超える雨が降った。これにより、令和2年7月豪雨災害の被災範囲が拡大したほか、現場に至る工事車両の通行経路である県道の兼用護岸が被災するなど、新規の災害が発生した。国交省への被災範囲の拡大（増破）及び新規災害の報告のため現地調査を行い、水位の低下後に仮復旧した。

この大雨以外にも大きな出水が何度かあった。夏場の出水期であっても災害復旧の進捗を図り、できる対策を講じつつ早期復旧に向け受発注者共に努めていたものの、天候による延期や手戻りにより工事が思うように進まず、もどかしさが募った。

一方、護岸がある程度立ち上がれば多少の増水には耐えることができるため、天気の中期予報を踏まえ、出水と出水の間を狙って集中的に人員を投入し施工を進めるなど、受注者とフォローアップ工程を度々検討し、その機に向けて準備した。その甲斐あり、少しずつではあるが着実に成果に結びついたことを実感している。



漆川内川が球磨川に合流する地点で崩落が発生した。令和4年災害として、国に災害申請を行った。河岸の浸食防止や県道機能の復旧のため、査定前に応急仮工事を実施。（一般県道331号古石天月線告地内）



令和2年7月、佐敷川中流部にて県道の路肩が崩壊。被災前は河岸形状に凹凸があった。今回復旧後は護岸法線を通すことで、水が安全に流れるように改善。（一般県道331号古石天月線国見地内）

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

県の方々に県内外の名所を御案内いただき、土木遺産や伝統技術を目にしたときは感銘を受けた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害派遣で目にした構造物の壊れ方を踏まえ、適切な設計・施工・維持管理に活かしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想**〈迅速な災害復旧に向けての準備、国による権限代行の活用〉**

芦北地域振興局では、被災直後、速やかに道路啓開や応急工事を主導し、被災した約350箇所の災害査定を年内に完了している。その背景には、組織内や地元業者との緊密な連携をはじめ、令和2年5月の道路法改正後全国で初めて適用した国による権限代行の活用、災害派遣チームの迅速・計画的な配置など、緊急時に対応するための日頃の準備によるところが大きいと改めて思った。今後、この貴重な経験を都の職務の様々な場面で活かしていきたい。

最後に、公私共にお世話になった熊本県職員、香川県・山口県からの派遣職員、派遣生活を御支援いただいた都職員、お力添えいただいた皆さま方に、この場を借りて心から感謝申し上げます。



亀崎土木部長に派遣業務報告

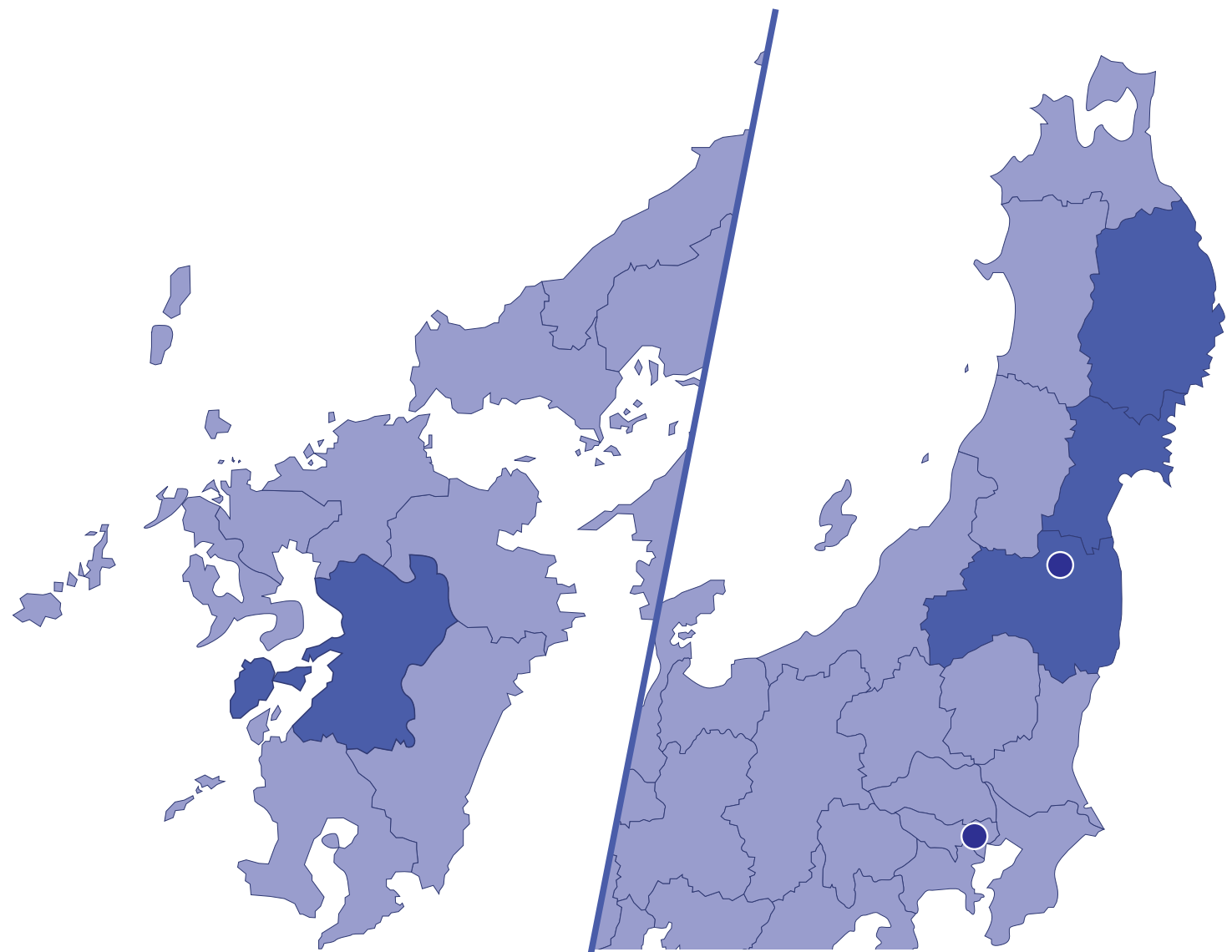


職場から八代海方面「芦北大橋」を望む



芦北地域振興局土木部長、副部長、維持調整課長、班の上司・先輩方と私

第3部 (現地事務所等)



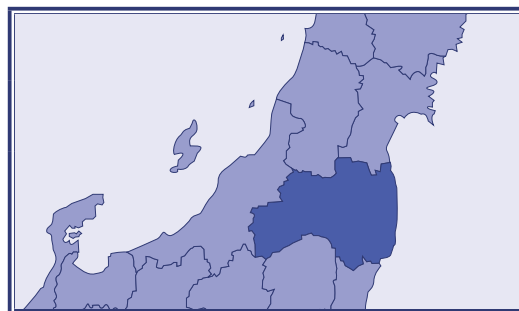
東京都被災地支援 福島県事務所
東京都総務局 復興支援対策部
被災地支援課

福島県事務所

福島県

東京都被災地支援福島県事務所

阿部 加奈子



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

【設置目的等】

2011年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けた福島県における被災地復旧・復興に向けた人的支援や風化防止・風評対策等のニーズを把握し、的確に本庁と調整するなどし、被災地支援に結び付ける。

具体的には、都の総合窓口として被災自治体と意見交換、各種調整を行っているほか、被災自治体における派遣職員の支援活動拠点としての機能を持っている。

【事務所概要】

○東京都被災地支援福島県事務所

所在地：福島県自治会館内 福島県福島市中町8-2

所長（総務局復興支援対策部長兼務）1名、課長1名、課長代理1名、会計年度任用職員1名

開設時期 平成23年3月25日から



福島県事務所執務室



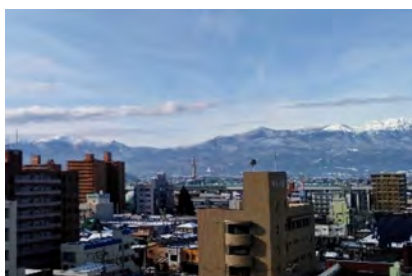
福島県自治会館8階からの福島県庁



福島県庁横を流れる阿武隈川



福島県事務所からの眺め(10月)



安達太良山と吾妻連峰(12月)



降雪日の自治会館前道路

《参考》

○東京都被災地支援岩手県事務所

所在地：岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル7階

開設時期 平成23年3月30日から平成28年6月30日まで

○東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（平成 28 年 7 月 1 日より岩手県事務所と統合）

所在地：宮城県自治会館内 宮城県仙台市青葉区上杉 1- 2- 3

開設時期 平成 23 年 3 月 22 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ 平成 31 年 4 月 1 日より岩手県・宮城県事務所の機能を本庁に集約

○ 派遣職員のサポート等

	実施日等
派遣職員向けガイダンス	4 月 1 日（福島市）参加者 10 名
自動車運転安全講習会	4 月 28 日（福島市）参加者 11 名 （うち 1 名はリモート参加）
派遣職員個別面談及び所属長意見交換①	6 月 6 日～7 月 11 日
メンタルヘルス講習会	7 月 22 日（福島市）参加者 8 名
公募制人事説明会	10 月 28 日（都庁）
公募制人事面接	12 月 2 日（福島市） 12 月 5 日～6 日（都庁）
派遣職員個別面談及び所属長意見交換②	12 月 7 日～1 月 20 日
派遣者説明会	（令和 5 年）3 月 1 日
活動報告書作成	令和 4 年度分
福島県派遣職員「全庁掲示板」原稿掲載日	11 月 2 日
福島県派遣職員「都政新報」原稿掲載日	10 月 21 日



今年度から実施した自動車運転安全講習会（4月）



メンタルヘルス講習会（7月）



派遣職員による都政新報への寄稿記事(10月)

【出典：都政新報 10月21日号 6面記事】

福島県事務所

○ 福島県が開催する会議等への参加

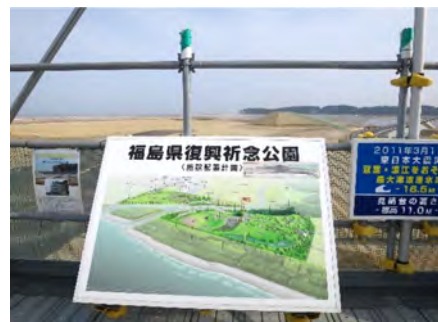
- ・ 新生ふくしま復興推進本部会議
- ・ 福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
- ・ 地域創生・人口減少対策本部会議

○ 令和4年度福島県内復興状況等

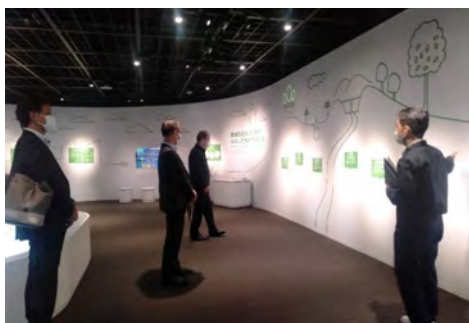
- 令和4年 4月11日 富岡町における特定復興再生拠点区域の避難指示解除のための準備宿泊開始
- 令和4年 6月12日 葛尾村における特定復興再生拠点区域の避難指示解除
- 令和4年 6月30日 大熊町における特定復興再生拠点区域の避難指示解除
- 令和4年 7月22日 飯館村への移住定住促進拠点の「いいたてサポートセンター」がオープン
- 令和4年 7月22日 大熊町にコワーキングスペース、シェアオフィス、貸事務所、交流スペースなどを整備した「大熊インキュベーションセンター」がオープン
- 令和4年 8月30日 双葉町における特定復興再生拠点区域の避難指示解除
双葉町は全町避難が続く唯一の被災自治体で11年5か月ぶりに町内への居住が可能となり、これで住民が一人も暮らしていない自治体は解消。町は役場機能をいわき市から町内に移し、9月5日から業務開始
- 令和4年 9月 1日 浪江町における特定復興再生拠点区域の避難指示解除のための準備宿泊開始
- 令和4年 9月16日 福島イノベーション・コースト構想に位置付けられている「福島国際研究機構」の立地場所が浪江町川添地区に決定
- 令和4年 9月23日 飯館村における特定復興再生拠点区域の避難指示解除のための準備宿泊開始
- 令和4年10月31日 浪江町に地域交流の場、コワーキングスペースの「ナミエシンカ」がオープン



震災遺構・旧請戸小学校（浪江町）
（令和3年10月30日一般公開開始）



双葉町、浪江町に整備中の復興記念公園
敷地内に設置された展望台（令和4年4月）



平成28年7月に開所した「コミュニティ福島」は令和4年11月から令和5年3月にかけてリニューアル工事を行う



令和4年10月に開所した
浪江駅東口の「ナミエシンカ」

派遣者自身が担当した業務概要

現地事務所は、福島県庁隣の福島県自治会館にあり、所長（復興支援対策部長兼務）、課長、課長代理、会計年度任用職員の4名（常勤3名）体制で、福島県支援の現地業務を管轄している。

主な業務内容は、①派遣職員のサポート（令和4年度：福島県庁10名、相双建設事務所2名）②被災自治体の支援ニーズの把握及び対応に向けた調整、復興状況などに関する情報収集、③各種支援、視察等の対応などである。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

福島県への赴任の準備を進めていた令和4年3月16日夜間に福島県沖地震が起き、テレビをつけるとJR福島駅構内の水漏れや福島市内で電柱が傾いている被害状況などが映し出されていた。その後、東北新幹線の一部区間運転見合わせ等の状況が続いたため、福島駅までの移動手段について検討していたが、3月下旬には郡山駅までではあったが新幹線の運転区間が延長され、3月31日に福島入りでき、無事福島県事務所での引継ぎを行うことができた。

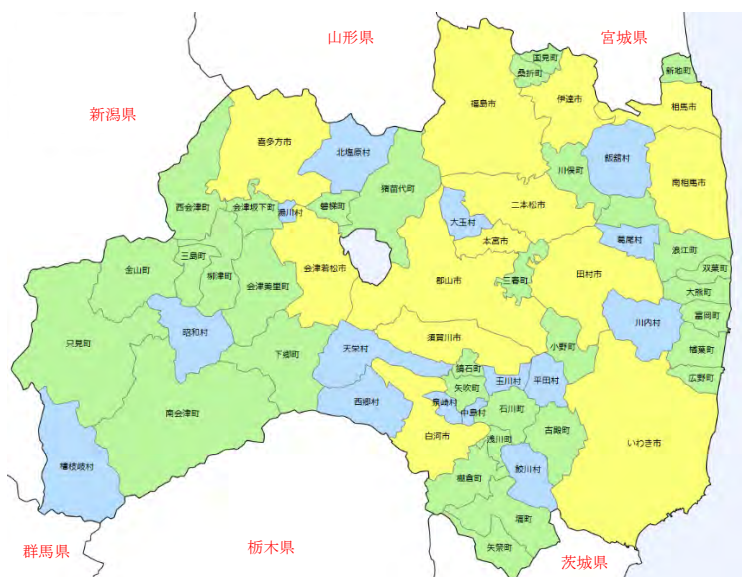
翌日の4月1日には、福島県庁へ配属された10名の派遣職員も揃い、福島県事務所内でガイダンスを実施。新型コロナウイルス感染防止のためマスクをし、なおかつパーテーションを設置した状態での顔合わせだったが、各派遣職員の高い志を確認することができ、良いスタートを切ることができた。

とはいえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から飲食を伴う懇親会などの実施が難しい状況の中、初日の顔合わせのみではお互いの顔と名前を覚えるのは難しいと考え、写真付きの自己紹介シートを作成・共有し、派遣職員同士のつながりのきっかけ作りを行った。

日々の業務においては、福島県の復興状況などの情報収集のため、各市町村名とその位置を把握する必要があった。

福島県は北海道、岩手県に次ぐ全国で3番目に広い面積を有すると共に、13市31町15村の計59市町村という、東北では1番、全国においても5番目に市町村数が多い自治体である。また広大な県内には、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈を有し、これら南北に連なる山々により、会津・中通り・浜通りと大きく3つのエリアに分かれ、それぞれ特徴的な文化や風土を持っている。

ニュースや新聞等で知らない地名が出る度に地図で確認したり、機会を捉えて実際に足を運ぶことで地理を把握し、今ではほとんどの地域の位置関係が分かるようになった。地名と位置を把握することで、福島県の復興状況のみならず、地域ごとに異なる食や自然の魅力も知ることができ、よりスムーズに業務を行うことができた。



福島県内の59市町村
(出典：都道府県市区町村 (<https://uub.jp/>))

福島県事務所

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

福島での業務開始から2か月が過ぎた5月末に、2年目の派遣職員の企画により、南相馬市小高区の移住者や起業家の取組を視察させていただく機会を得た。南相馬市小高区は、原発事故で避難区域に指定され全住民が避難したことで街から人がいなくなった時期もあったが、近年、移住者や起業家が増え活気が戻ってきている興味深いエリアである。

御自身が移住者でもある20代の移住促進ツアーガイドの方に御案内いただき、起業家やクリエイターの活動・交流拠点となっている「小高パイオニアヴィレッジ」をはじめ、作家の柳美里さんが開いたブックカフェ「フルハウス」や地域コミュニティ再創出を目的とした「小高交流センター」、南相馬市で初めてワイン用ブドウ栽培を始めた「コヤギファーム」、移住して花の栽培・販売を行っている「hinataba」など、移住の支援や起業に取り組む多くの方々から直接お話を伺うことができた。中でも畑でイノシシの被害がないトウガラシに着目して商品化・販売している「小高工房」の廣畑さんから伺った、避難で会えなくなってしまった知り合いと再会するための場所作りのお話や、震災で180頭もの牛を失ったあとも牧草やコーン栽培、羊の飼育で再建を始めた「相馬牧場」の相馬さんのお話は強く心に残り、その後、被災者や避難者の方一人一人の人生に思いを馳せながら業務を行うことにつながった。



「小高工房」にてお話を伺う

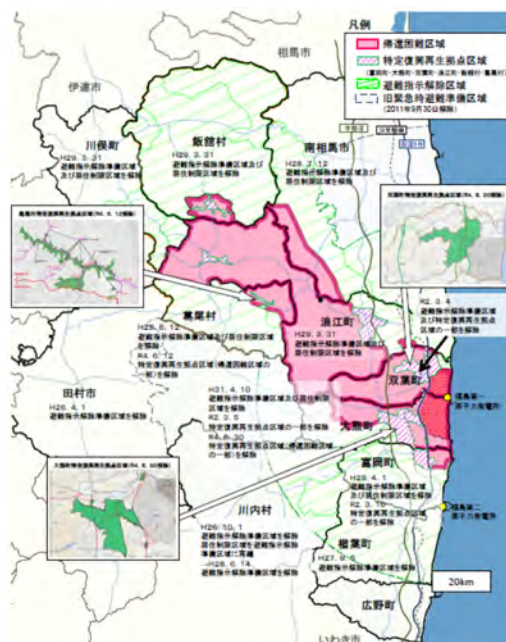


ぶどう農園を営む「コヤギファーム」

日々福島県事務所の業務を行う中で、東京電力第一原子力発電所の廃炉に伴う数々の課題や、除染により発生した放射性物質を含む除去土壌等の最終処分問題、帰還困難区域等からの避難者の方々など、原発事故によって生じた問題の大きさを感じてきた。特に原発周辺にある未だ当時のままの状態の建物や車、店舗などの殺伐とした光景を見た時は、当時突然の避難指示に原発事故の状況もよく分からないまま着の身着のまま避難した様子が目に浮かび、同じ状況を今後作らないためにはどうしたらよいのか、自分ごととして考えさせられた。

東京都派遣職員は、被災者・避難者の方に対する直接的・間接的な支援業務のほか、医療従事者の確保や風評被害対策といった生活基盤を整えるものまで、幅広い分野の復興支援業務に携わっている。また、帰還困難区域を抱える各市町村自治体等においても、住民の帰還に向けた環境整備に鋭意取り組んでいるが、10年以上の長期にわたる避難生活による諸々の事情により古里への帰還が難しくなっている方も多い。

こうした状況の中、福島県への移住者数が増加傾向にあ



帰還困難区域等の状況（令和4年8月30日時点）

出典：ふくしま復興ステーション

ることが福島県から公表され、また総務省公表の令和3年度都道府県別移住相談受付件数でも、福島県への相談件数が長野県、兵庫県に次いで3番目に多かった。

福島県をはじめ、各市町村やNPO、民間事業者など、関係するみなさんの取組と、その一端を担わせていただいた東京都の支援が、福島県への移住や関心を持つ方の増加という結果に現れてきていることを嬉しく思うと同時に、こうした移住者の方々もまた、福島の復興を支える柱の一つとなっていくのだと思い、心強く感じる出来事であった。

	年度	県全体	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	(12市町村)
世帯数	R3	1,532	237	216	162	139	78	265	435	326
	R2	723	127	131	132	116	57	138	22	155
人数	R3	2,333	388	312	261	207	100	360	705	436
	R2	1,116	226	207	217	169	73	182	42	213

【令和3年度の地域別の移住世帯数・人数】
(福島県地域振興課公表資料を元に作成)

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災から11年が経過し、発災直後から各被災地のために尽力した東京都派遣職員の知見、経験について都庁内の承継が、少しずつ難しくなっているように感じている。今年度、復興支援対策部では今までの復興支援の取組についてまとめた記録誌を作成したが、その過程で改めて認識した震災後に担ってきた役割や課題について学ぶ研修や勉強会を、都職員と被災自治体職員が合同で実施する取組を進められるとよいのではないかと考えている。

また、福島では東京よりも明らかに濃い自然の力を感じて過ごしてきた。この気候、地形、地域特性等により多くの農産物・水産物が収穫され、それら食料等を供給してもらうことで首都圏での生活が成り立っていることを実感している。復興に取り組む地域の情報発信や支援の継続が、東京と各地域の持つ良さを活かす「共栄共存」を実現し、豊かで住みやすい東京を創ることにつながるのだと感じている。



福島の主力農産物一つが「桃」



福島県が14年かけて開発したブランド米「福、笑い」

福島県事務所

職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

まるごとふくしまウィーク

開催期間 **2022. 9.1^{（土）} - 9.19^{（木）}**
 大手町、有楽町、銀座、日本橋、恵比寿を
 周遊してふくしまをまるごと味わおう

有楽町・銀座エリアのイベントをご紹介します!

ふくしま日本酒 利き酒販売
 9/9(金)～11(日) 10～18時
 東京交通会館前

全国新酒鑑評会で金賞受賞数9回連続日本一となったふくしまの日本酒利き酒販売を行います。会場ではMiss SAKEやMr SAKE、利き酒師が日本酒ソムリエとして、来場者の好みに合ったお酒をお勧めします。

2022 Miss SAKE 福島 藤崎かれん

美味しいふくしまフェア
 9/3(土)～15(木) ※営業時間は対象飲食店ごと
 マロニエゲート銀座/有楽町イトシア

マロニエゲート銀座、有楽町イトシアに入る対象飲食店が、ふくしま産の食材(福島牛、川根シャモ、米、桃、トマト、ピーマン、キュウリなど)を使用したオリジナルメニューを期間限定で特別提供します。

MARCHEE GATE GINZA × ITOCiA × ふくしまウィーク

オリジナルメニューで味わう
ふくしま食材

焼とり 鳥ばち マロニエ1
 銀座しゃぶ焼 好の音 マロニエ1
 ダッキードック イトシア
 寿満庵 茶室 マロニエ2

飲食

酒

ソムリエが好みに合わせて
日本酒をセレクト

物産

東京ではここでもしか買えない
限定販売品も

ふくしままるごとフェア
 9/17(土)～19(月・祝) 10～18時
 有楽町駅前広場

ふくしまの美味しい特産品や観光情報など、ふくしまの魅力をまるごと凝縮した特別ブースを出展します。ふくしまから特別に出展し、東京ではここでもしか買えない限定販売などを行います。

※本イベントは感染予防対策を講じた上で開催いたしますが、感染状況等により急遽変更や中止となる場合があります。

詳しくはこちら ▶ <https://manageto-fukushima.jp>

福島県

9月に都内で開催された福島県主催のイベント

被災地支援課

被災地支援課

東京都総務局 復興支援対策部

被災地支援課

(岩手県・宮城県・石巻市・熊本県担当)

五十嵐 修

【設置目的等】

現地事務所を設置していない被災自治体における被災地復旧・復興に向けた人的支援等の要望を把握し、的確な被災地支援に結び付ける。

具体的には、都の総合窓口として被災自治体と意見交換、各種調整のほか、派遣職員に対する個別面談やメンタルヘルス講習をはじめとする支援を行っている。

なお、令和4年度は、2011年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び石巻市、平成28年熊本地震で被災した熊本県、令和元年台風第19号で被災した岩手県並びに令和2年7月豪雨で被災した熊本県に対する支援を実施している。

【組織体制概要】

○東京都総務局復興支援対策部被災地支援課

被災地支援担当課長、課長代理（被災地調整担当）

【主な業務】（令和4年度）

<東日本大震災に係る被災自治体>

	岩手県	宮城県	石巻市
メンタルヘルス講習会	9月30日(県庁) 参加者5名	9月9日(県庁)参加者3名	
公募制人事説明会	10月28日(都民ホール)		
公募制人事面接	12月2日PM リモートで実施	12月2日PM リモートで実施	公募なし
	12月5日・6日(都庁)		
派遣者説明会	(令和5年)3月1日		
活動報告書作成	令和4年度分		
「都政新報」掲載日	10月14日	10月18日	

職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（熊本地震他）

現地事務所等

被災地支援課

＜東日本大震災以外の被災自治体＞

	熊本県
派遣者説明会	(令和5年)3月1日
活動報告書作成	令和4年度分
「都政新報」掲載日	10月25日

○派遣職員個別面談及び所属長意見交換（令和4年度）

派遣職員の業務及び生活面における日常の様子を個別のヒアリング形式で確認した。

＜東日本大震災に係る被災自治体＞

		第1回		第2回
		職員	所属長	職員
岩手県	県庁	7月6日	7月6日	12月13日
	沿岸広域振興局	7月7日	7月7日	12月14日
宮城県	県庁	7月14日	7月14日	12月14日
石巻市		7月14日	7月14日	12月15日

＜東日本大震災以外の被災自治体＞

		第1回	
		職員	所属長
熊本県	総務部意見交換	—	6月23日
	益城復興事務所	6月23日	6月23日
	芦北地域振興局	6月24日	6月24日

○派遣先自治体主催の会議・行事等への参加

【岩手県】

会議・行事名称	開催日	開催場所
いわて復興未来塾（都元派遣職員登壇）	7月2日	釜石情報交流センター
復興現場見学会「現場体験プログラム」	7月3日	いのちをつなぐ未来館

東日本大震災等における東京都支援活動報告書

登録番号（4）第81号

令和5年3月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

電話 03（5321）1111（都庁代表）内線 24-183

03（5388）2368（ダイヤルイン）

印刷・製本

株式会社 能登浦

電話 03（6458）4191



東京都

